

第10回

吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会

議事次第

日時：平成21年12月7日（月）

13：00～15：00

場所：上北山村振興センター

（奈良県吉野郡上北山村河合）

1. 挨拶

2. 議事

（1）平成21年度西大台利用調整地区の運用結果について

（2）法改正等に伴う西大台利用調整地区の今後の運用について

3. その他

配布資料一覧

- 議事次第
- 出席者名簿
- 配席表

資料 1 平成 21 年度西大台利用調整地区の運用結果概要

資料 2 法改正等に伴う西大台利用調整地区の今後の運用について

参考資料 1 大台ヶ原の利用動向

参考資料 2 平成 21 年度西大台利用調整地区の立入認定者数

参考資料 3 利用者意識等に関するアンケート調査結果

参考資料 4 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画

参考資料 5 第 9 回協議会議事概要

第10回吉野熊野国立公園西大台地区
利用適正化計画検討協議会

出席者名簿

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授 (ご欠席)
西田 正憲	奈良県立大学 教授 (ご欠席)
日比伸子	橿原市昆虫館 資料学芸係長 (ご欠席)
村上 興正	元京都大学 講師
横田 岳人	龍谷大学 准教授 (ご欠席)

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局 三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県文化観光局 ならの魅力創造課	福野 博昭 主任調整員
奈良県くらし創造部自然環境課	(ご欠席)
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村建設産業課	福本 清 課長 松島 克典 主幹
川上村地域振興課	辰巳 龍三 主任
大台町宮川総合支所産業室	枘田 満 係長

<関係団体等>

上北山村議会経済常任委員会 上北山村漁業協同組合	金山 進英	委員長 組合長
上北山村観光協会 上北山村区長会	更谷 昌美	会長 代表
上北山村商工会	中谷 守孝	会長
(財) グリーンパークかわかみ	(ご欠席)	
大杉谷自然学校	(ご欠席)	
近畿日本鉄道(株)大阪輸送統括 部運輸部事業課	(ご欠席)	
山岳ガイドクラブ 北山いこら	鎌田 誠明	会長
奈良県勤労者山岳連盟	(ご欠席)	
奈良県山岳連盟	野田 健司	自然保護委員
奈良県タクシー協会	(ご欠席)	
奈良交通(株)吉野営業所	松尾 茂	所長
(社)日本山岳会関西支部	斧田 一陽	自然保護委員長
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	(ご欠席)	
大台ヶ原パークボランティアの会	(ご欠席)	
吉野きたやま森林組合	森岡 哲也	参事
ワーク21上北山	福嶋 啓一	会長

<事務局>

近畿地方環境事務所	佐々木 仁	統括自然保護企画官
	杉田 高行	国立公園・保全整備課長
	松尾 浩司	自然保護官
吉野自然保護官事務所	濱名 功太郎	自然保護官
(株)スペースビジョン研究所	宮前 洋一	
	宮前 保子	
	安場 浩一郎	

平成 21 年度西大台利用調整地区の運用結果概要

1. 利用調整の概要**(1) 利用調整を行った期間**

平成 21 年 4 月 21 日 (火) から 11 月 30 日 (月) まで (224 日間)

※県道大台ヶ原公園川上線 (大台ヶ原ドライブウェイ) の開通期間。

この期間は事前に申請をして認定を受けた者のみ西大台への立入りが可能。

(2) 1 日あたりの立入り可能な人数の上限

・利用集中期の土日祝日 : 100人

・利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日 : 50人

・上記以外の平日 : 30人

※利用調整地区内での行動は 1 グループ 10 人以内。

(3) 利用集中期 (別添カレンダー参照)

過去の利用実態に基づき、以下の期間を利用集中期として設定 (計 90 日)。

・春期 : 平成 21 年 4 月 25 日 (土) から 5 月 31 日 (日) まで

・夏期 : 平成 21 年 8 月 8 日 (土) から 8 月 16 日 (日) まで

・秋期 : 平成 21 年 9 月 26 日 (土) から 11 月 8 日 (日) まで

(4) 立入認定事務 (立入認定手続きの窓口業務) の引き継ぎ

指定認定機関であった吉野きたやま森林組合が平成 20 年度末を以って立入認定事務を廃止したため、平成 21 年 4 月 1 日からは環境省が立入認定事務を実施。

(5) 立入認定事務

①吉野自然保護官事務所にて事前電話予約の受付 (立入希望日の 3 ヶ月前～)

※今シーズンは平成 21 年 1 月 21 日 (利用調整開始日の 3 ヶ月前) から受付開始。

②吉野自然保護官事務所にて申請書の接受 (立入希望日の 10 日前まで)

③近畿地方環境事務所にて申請書に係る審査、認定証の発行、申請者への認定証等の郵送

(6) 事前レクチャー

実施期間 : 平成 21 年 4 月 21 日 (火) から 11 月 30 日 (月) まで

実施場所 : 大台ヶ原ビジターセンター レクチャールーム

実施者 : 環境省 (主にふれあいコーディネーターが実施)

時間割 : 次表のとおり。

<事前レクチャー時間割>

	利用集中期の平日・ 通常期のすべての日	利用集中期の土日祝日
①	無し	7:30～8:00
②	8:30～9:00	8:30～9:00
③	9:30～10:00	9:30～10:00
④	10:30～11:00	10:30～11:00
⑤	11:30～12:00	11:30～12:00
⑥	16:00～16:30	16:00～16:30

(7) 巡視

実施期間：平成21年4月21日（火）から11月30日（月）まで毎日

実施者：自然保護官及びアクティブレンジャーなど環境省職員による巡視の他、環境省の巡視業務を請け負った者が職員の指示のもと複数人数で実施。

(8) モニタリング

利用調整の効果について評価を行う際の基礎資料を得るため、以下の事項について継続的に調査（モニタリング調査）を行っている。

<モニタリング調査項目>

- ・自然環境の状態に関する事項：植物相、動物相調査
- ・利用の在り方に関する事項：利用実態、利用者意識、歩道の状態に関する調査

調査結果は大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の森林生態系部会及び利用対策部会で評価を行い、評価結果を次回協議会（平成22年2月開催予定）で報告するとともに、ホームページにより公表する。

(9) 普及啓発

西大台利用調整地区の制度を広く一般に周知するため、継続して普及啓発を実施。平成19年度及び20年度は、報道機関への情報提供・取材協力、ホームページ及び広報資料による周知や、西大台の魅力・制度を紹介したDVDの作成等を行った。

平成21年度は上記取組に加え、DVDの関係機関等への配布やインターネット（YouTube）への掲載*、京都御苑での大台ヶ原の展示・解説イベントを実施した。さらに、来期の利用調整開始に向けて、年度末にかけて広報資料等による周知を行う予定。なお、普及啓発に当たっては東大台地区が利用調整の対象外でこれまでどおり利用可能であることもあわせて周知している。

※「悠久の時を刻む大台ヶ原の魅力と環境保全への取組Ⅰ・Ⅱ」

→ホームページアドレス <http://www.youtube.com/kankyosho>

(10) 自然ふれあいプログラムの提供

大台ヶ原や大峰山系などの豊かな自然の魅力を発掘、活用した地域活性化を推進するためのツアー「大台ヶ原の郷 ー秋遊ー上北山村」(ワーク 21 上北山と上北山村の共催)において、ツアー行程の一部として西大台利用調整地区における自然体験プログラムを実施した。また、ツアー満足度等に係るアンケート調査及び外部評価を行った。

- ・ツアーは平成 21 年 10 月 14 日(水)～15 日(木)の 2 日間で、一般参加者数は 7 名(夫婦 2 組、女性友人 3 人グループ 1 組)であった。
- ・ツアーに対する満足度は、訪問先、開催時期や日数、参加費用などを含めて全体的に高かった。ツアーガイドの説明についても、過半数が「大変分かりやすかった」と回答しており、評価は高かった。ただし、募集人 20 人に対して参加者は 7 人であり、今後の課題となった。

2. 平成 21 年度大台ヶ原の利用状況(中間報告)

平成 21 年 4 月 21 日から 11 月 11 日までの大台ヶ原ビジターセンターの調査データを集計した。

- ・駐車台数から推計式を用いて算出した利用者数は、平成 21 年 11 月 11 日現在で 149,293 人であった(平成 20 年度:147,167 人、平成 19 年度:183,719 人)。
- ・月別の利用者数をみると、10 月の利用者数が最も多く、次いで 9 月、5 月、8 月の順であった。
- ・曜日別の利用者数の割合は、平日が 40.5%、休日が 59.5%であった。
- ・年間駐車車両台数は、前年度に比べて乗用車と二輪車は増加したが、観光バスは減少した。

3. 立入認定者数(中間報告)

西大台利用調整地区の平成 21 年度の認定者数について、4 月 21 日から 10 月 31 日までの認定者数等について集計した。

- ・期間中の延べ認定者数は 1,135 人であった(H20 年 10 月末現在:1055 人)。
- ・立入をキャンセルした人を除く推定立入人数は計 999 人であった(H20 年 10 月末現在:948 人)。
- ・上限人数に対する認定者の比率は、利用集中期では 16.8%、利用集中期の平日及び利用集中期以外の土日祝日では 11.9%、それら以外の平日では 4.7%であった。

4. モニタリング調査結果（中間報告）

（1）事前レクチャーに関するアンケート調査

西大台利用調整地区の立入認定者のうち、事前レクチャーの受講者に対して、事前レクチャーに関するアンケートを実施し、集計した（回収数 984）。

- ・路線バス・観光バスを利用して来訪した人の割合が過去2年間と比べて増加した。
- ・大台ヶ原及び西大台地区に初めて来訪した人の割合が過去2年間と比べて増加した。
- ・事前レクチャーの内容等については過去2年間とほぼ同じ結果であり、「長さ」では「満足」がほぼ100%、「内容」では「満足」が約65%、「普通」が約34%であった。

（2）西大台の利用に関するアンケート調査

事前レクチャーの受講者に対して、大台ヶ原の利用に関するアンケートを実施し、集計した（回収数 130）。

- ・満足度に関しては、7割の利用者が満足したと回答した。
- ・利用者の行動に関しては、西大台歩道を一周する利用者の割合が増加し、入下山時刻が全体的に早くなる傾向が見られた。
- ・利用者のマナーについては、件数は少ないものの、「ゴミの投棄」や「歩道外での歩行」、「ペットの持込」などが目撃された。
- ・自由意見では、標識の充実や申請手続きの改善を求める意見が比較的多かった。

平成 21 年度 利用集中期の設定

4月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

7月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

9月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

 利用集中期

利用集中期 4/25~5/31、8/8~8/16、9/26~11/8

平成 21 年度 月別上限人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	日数計	上限人数計
利用集中期の土日祝日	3	13	0	0	4	2	10	4	36	3,600
利用集中期の平日および利用集中期以外の土日祝日	3	18	8	9	11	12	21	11	93	4,650
上記以外の平日	4	0	22	22	16	16	0	15	95	2,850
日数計	10	31	30	31	31	30	31	30	224	-
月別上限人数	570	2,200	1,060	1,110	1,430	1,280	2,050	1,400	-	11,100

法改正等に伴う西大台利用調整地区の今後の運用について

1. 自然公園法の改正（平成 22 年度施行予定）

（1）西大台利用調整地区に係る主な改正内容

- 海域公園地区内でも利用調整地区の指定が可能になる。
- 代表者に対する認定*が可能になる。

※現在は個人に対しての認定であるが、グループで立ち入る場合、代表者が認定を受け、その他の者は代表者の監督の下で立ち入るといった考え方。

（2）改正法施行までのスケジュール（予定）

- 現在、代表者に対する認定の基準や手続き等の規定について、本省で政令及び省令等を整備している段階。これらの規定については、改正法の施行後に運用開始。
- おおよその目安として、平成 22 年 3 月頃にこれらの規定が確定し、国民への周知を経た上で、来年度に改正法が施行される。

2. 立入認定事務の実施に係る体制

（1）今年度の事務実施体制

平成 20 年度を以て、指定認定機関であった吉野きたやま森林組合が立入認定事務を廃止したことにより、今年度は環境省が直接事務を実施している。

◆現在の立入認定事務の流れ

- ①吉野自然保護官事務所にて事前電話予約の受付
（立入希望日の 3 ヶ月前～17 日前まで）
- ②吉野自然保護官事務所にて立入認定申請書の接受（立入希望日の 10 日前まで）
- ③近畿地方環境事務所にて申請書に係る審査、認定証の発行、申請者への認定証等の郵送

（2）平成 22 年度に向けての改善等

①申請から認定までの期間

【現状】

立入希望日の 10 日前までに申請書の提出が求められるため、天候の予測もつかない状態での申請となる。また、テレビや新聞で「紅葉の見頃」という報道を見て行きたいと思っても、間に合わない場合が多い。

【改善へ向けた対応状況】

大台ヶ原山上でのインターネット環境が未整備であるため、立入当日におけ

る現地での申請及び認定については依然課題が多い。しかしながら、以下の対応によって、申請処理に係る期間の大幅な短縮が可能となる見込み。

○インターネット申請

立入認定に係る事前予約および申請について、インターネットを活用した申請処理システムを構築中。

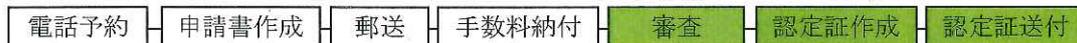
○新たな指定認定機関の指定

上北山村商工会から指定認定機関の指定の申請があり、現在本省にて審査中。

インターネット申請のイメージ

※編みかけ部分は認定事務実施者による作業

◆現行の申請手続きの流れ



◆インターネット申請が可能の場合（申請手続きは PC 上でほぼ完了）



②立入認定申請者名簿への全員の押印

【現状】

団体で立入りを申請する場合、1枚の申請書で10人分の申請が可能であるが、申請者全員の氏名、住所、電話番号、押印が必要。特に押印については、遠方に住んでいる人と一緒に立入りの申請をする場合には困難。

【改善へ向けた対応状況】

改正法の施行により、解消される見込み。

③手数料が返還されない

【現状】

天候等によってはアクセス道が通行止めになるなど、物理的に立ち入れない状況が発生するが、このような場合も手数料は返還されない。

【改善へ向けた対応状況】

手数料の返還はできないが、物理的に立ち入れないと認められる場合には同一年度内において一回に限り、認定された立入日の変更が可能になるよう事務実施上の規定について整理予定。

(参考：改正法の関係条文) 下線部が改正された箇所

[海域での利用調整地区の指定について]

第二十三条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域又は海域公園地区内に利用調整地区を指定することができる。

[代表者に対する認定について]

第二十四条 国立公園又は国定公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。

7 国立公園又は国定公園の利用者であつて環境省令で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第一項各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けることができる。

大台ヶ原の利用動向

大台ヶ原ビジターセンター調べによる正午時点における駐車台数をもとに、ドライブウェイ開通期間の利用者数を推計¹、大台ヶ原の利用実態の把握を行った。なお、平成 21 年度の調査期間は、4 月 21 日～11 月 11 日である。

1. 利用者数の推移

平成 21 年度の 11 月 11 日までの大台ヶ原の利用者総数は、149,293 人であった。

なお、平成 20 年度の利用者数は 14,7167 人、平成 19 年度は 183,719 人であった（※いずれも 11 月末日までの総計）。

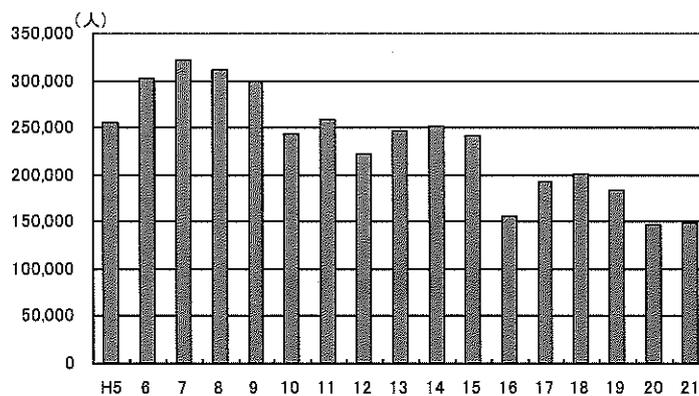


図 1 大台ヶ原の利用者数の推移

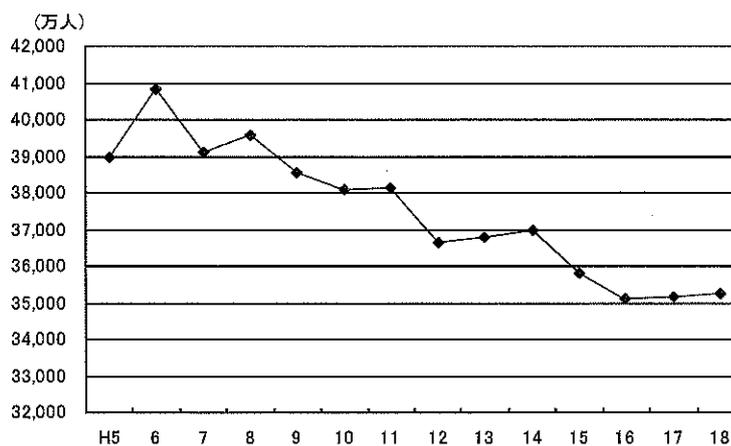


図 2 国立公園（全国）利用者数の推移

出典：環境省資料

¹ 利用者数は、正午時点の駐車台数を基に、以下の式で推計した。

$$\text{利用者数} = \text{観光バス台数} \times 25 \text{ 人} + \text{自動車台数} \times 3 \text{ 人} \times 3 \text{ 回転} + \text{二輪車台数} \times 1.5 \text{ 人}$$

2. 月別利用者数

過去5年間について、月別利用者数の推移をみると、平成19年度を除いて、10月が最も利用者数が多く、次いで5月、8月、11月の利用者が多くなっている。平成21年度については、10月の利用者数が最も多く（計46,575人：全体の31.2%）、次いで9月（計24,812人：16.6%）、5月（計24,717人：16.6%）、8月（計19,184人：12.8%）の順となっている。

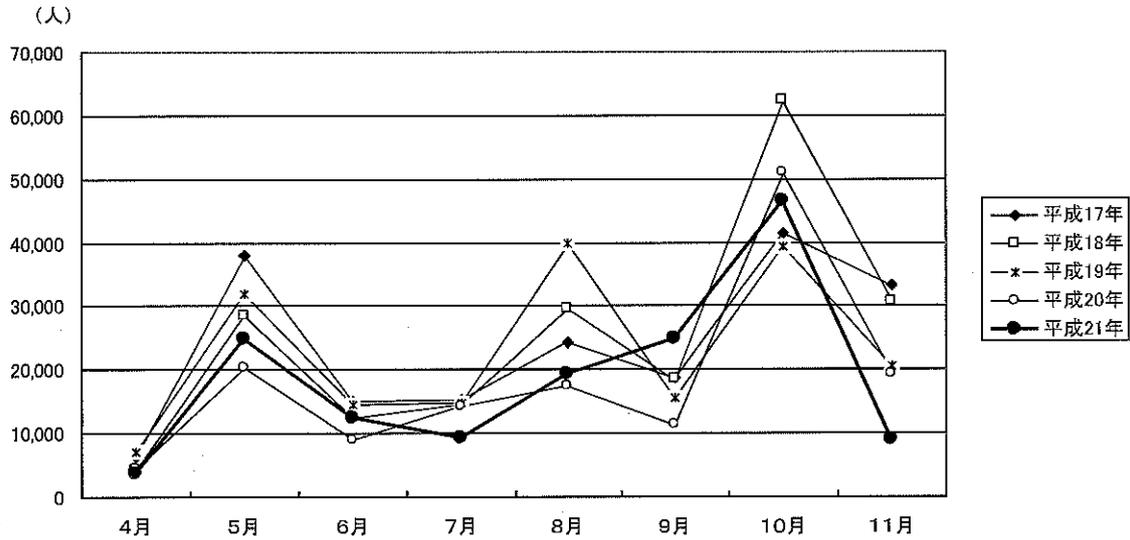


図3 月別利用者数の推移

3. 曜日別利用者数

平成21年度の、平日と休日（土日祝日）の利用者数の割合は、平日が40.5%、休日が59.5%であった。

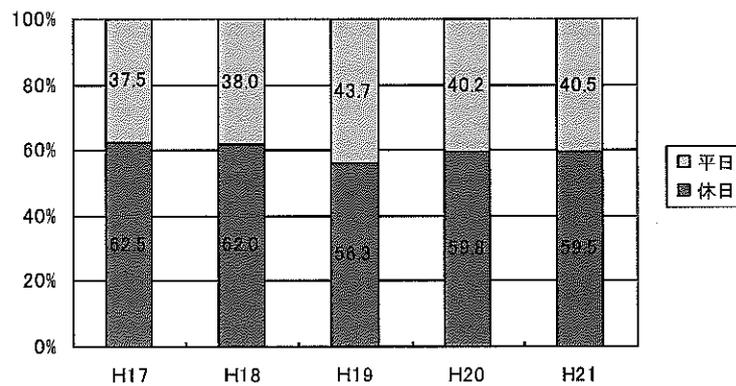


図4 曜日別利用者数割合の推移

4. 日別利用者数

日別の利用者数は下図の通りである。最も利用者数が多かったのは、9月21日（月・祝日）の5,129人（全体の3.4%）であった。

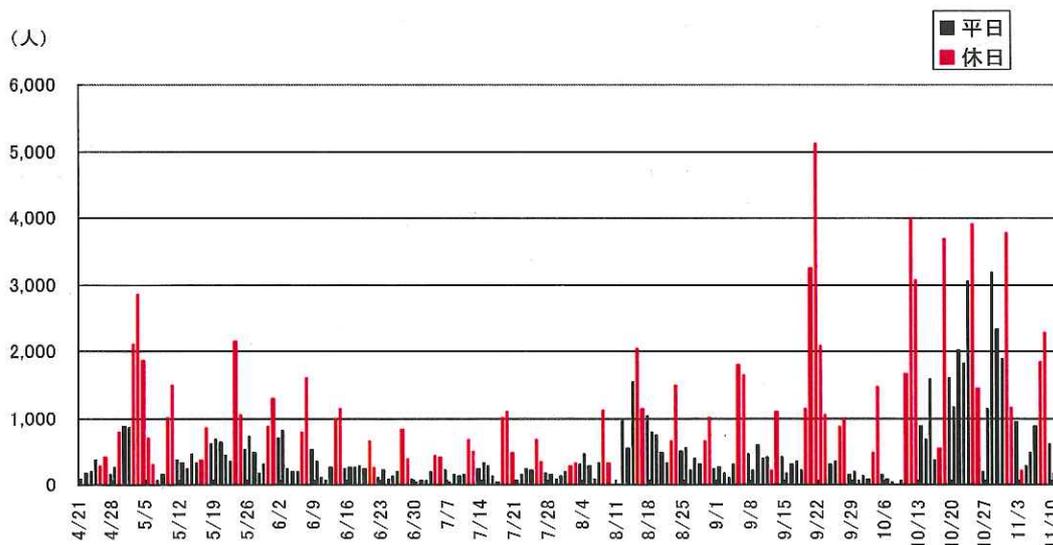


図5 平成21年度日別利用者数

5. 車両駐車台数

平成21年度の11月11日までの正午時点における駐車台数の合計は、観光バス311台、乗用車15,412台、二輪車1,873台であった。前年度に比べて乗用車と二輪車は増加したが、観光バスは減少した。

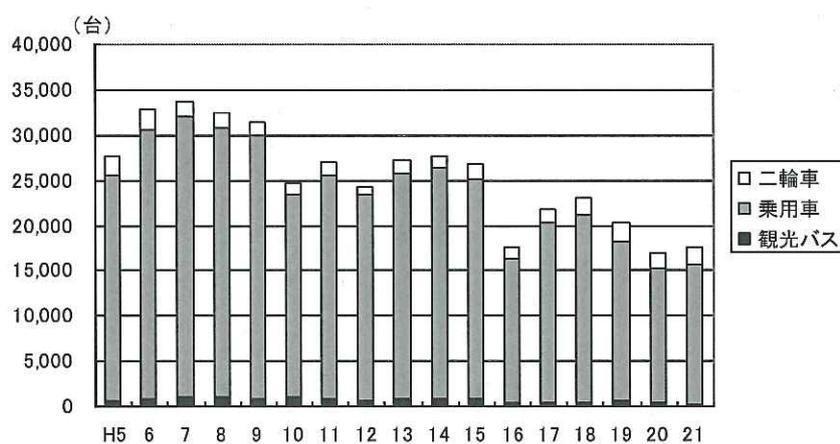


図6 車両種類別にみた正午における駐車台数の推移

平成 21 年度西大台利用調整地区の立入認定者数

1. 認定者数等

西大台利用調整地区の平成 21 年度の認定者数について、10 月末日（4 月 21 日～10 月 31 日）までの認定者数等についてまとめた。

平成 21 年 4 月 21 日から 10 月 31 日まで（194 日間）の日別の認定者数は、下図の通りである。最も認定者数が多かったのは、5 月 24 日（日）の 50 人であった（平成 20 年度：10 月 26 日（日）、46 人）。また、認定者数が 0 の日は、194 日間で 48 日間あり、その割合は 24.7%であった（平成 20 年度：222 日間で 68 日間、30.6%）。また、平成 21 年度は、認定者数が上限に達した日は無かった。なお、各日の認定者数については、表 5 にまとめた。

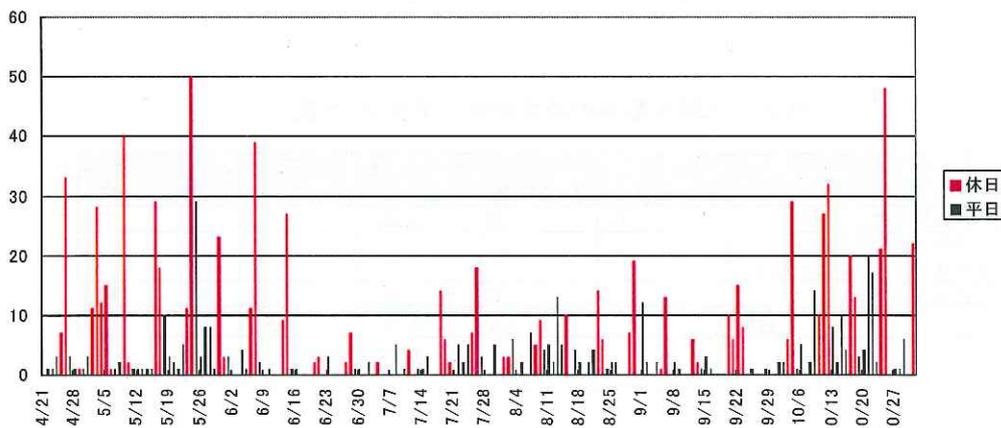


図 1 日別認定者数

また、下表に示すように、期間中の延べ認定者数は、1,135 人であり、立入をキャンセルした人を除く推定立入人数は計 999 人であった。また、延べ上限人数に対する認定者数の比率は平均 11.7%であり、平成 20 年度の 4～10 月における比率 11.1%と同程度であった。

認定者数が最も多かった月は、10 月の 332 人、次いで 5 月の 324 人であった。認定者数が最も少なかったのは、4 月を除くと、7 月の 86 人、次いで 9 月の 87 人であった。

表 1 月別認定者数等

月	認定者数①		キャンセル数②		推定立入人数 (①-②)		延べ上限人数③		上限に対する比率(%) (①÷③×100)	
4月	(55)	51	(4)	8	(51)	43	(490)	570	(11.2)	8.9
5月	(222)	324	(34)	26	(188)	298	(2,100)	2,200	(10.6)	14.7
6月	(174)	118	(8)	11	(166)	107	(1,130)	1,060	(15.4)	11.1
7月	(88)	86	(4)	12	(84)	74	(1,110)	1,110	(7.9)	7.7
8月	(127)	137	(6)	30	(121)	107	(1,430)	1,430	(8.9)	9.6
9月	(85)	87	(15)	3	(70)	84	(1,240)	1,280	(6.9)	6.8
10月	(304)	332	(36)	46	(268)	286	(2,000)	2,050	(15.2)	16.2
合計	(1,055)	1,135	(107)	136	(948)	999	(9,500)	9,700	(11.1)	11.7

※ 1：()内は、平成 20 年度の認定者数等の値（平成 20 年度の合計値は 4～10 月の合計）。

※ 2：平成 21 年度の 4 月は 4/21～4/30 の 10 日間。平成 20 年度の 4 月は 4/23～4/30 の 8 日間

また、上限人数別の認定数を下表に示した。延べ上限人数に対する認定者の比率は、利用集中期の土日祝日では16.8%、利用集中期の平日及び利用集中期以外の土日祝日では11.9%、それら以外の平日では4.7%であった。

表2 上限人数別の認定者数（平成21年度）

	一日あたりの上限人数	平成21年度の日数	延べ上限人数①	認定者数②	上限に対する比率 (②÷①×100)
利用集中期の土日祝日	100	32	3,200	536	16.8
利用集中期の平日及び 利用集中期以外の土日祝日	50	82	4,100	486	11.9
上記以外の平日	30	80	2,400	113	4.7
合計	—	194	9,700	1,135	11.7

※平成21年度の利用集中期は、4/25～5/31、8/8～8/16、9/26～11/8

表3 上限人数別の認定者数（平成20年度）

	一日あたりの上限人数	平成20年度の日数	延べ上限人数①	認定者数②	上限に対する比率 (②÷①×100)
利用集中期の土日祝日	100	33	3,300	511	15.5
利用集中期の平日及び 利用集中期以外の土日祝日	50	91	4,550	473	10.4
上記以外の平日	30	98	2,940	304	10.3
合計	—	222	10,790	1,288	11.9

※平成20年度の利用集中期は、4/26～6/1、8/9～8/17、9/27～11/3

2. 事前レクチャーの実施状況

平成21年度の10月末日までの立入認定者に対する事前レクチャーの実施状況について下表にまとめた。認定者1,135人の内、複数回認定により受講を免除された人が95人、立入をキャンセルした人が136人おり、レクチャー受講者は904人であった。

認定者に対する過去の受講による免除者、キャンセルした人、受講者の比率は、それぞれ、8.4%、12.0%、79.6%である。

表4 レクチャー受講者数等

	レクチャー 受講者数	受講免除者 数	キャンセル 数
4月	35	8	8
5月	269	29	28
6月	100	7	11
7月	71	3	12
8月	103	4	30
9月	76	8	3
10月	250	36	46
合計	904	95	136

表5 日別認定者数等一覧

4月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	水					
2	木					
3	金					
4	土					
5	日					
6	月					
7	火					
8	水					
9	木					
10	金					
11	土					
12	日					
13	月					
14	火					
15	水					
16	木					
17	金					
18	土					
19	日					
20	月					
21	火	0	0	0	0	30
22	水	1	1	0	0	30
23	木	1	0	1	0	30
24	金	3	2	1	0	30
25	土	7	1	1	5	100
26	日	33	29	1	3	100
27	月	3	2	1	0	50
28	火	1	0	1	0	50
29	水祝	1	0	1	0	100
30	木	1	0	1	0	50
計		51	35	8	8	570

5月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	金	3	2	1	0	50
2	土	11	6	2	3	100
3	日	28	26	1	1	100
4	月祝	12	11	1	0	100
5	火祝	15	15	0	0	100
6	水祝	1	0	1	0	100
7	木	1	0	1	0	50
8	金	2	1	1	0	50
9	土	40	38	1	1	100
10	日	2	0	2	0	100
11	月	1	0	1	0	50
12	火	1	0	1	0	50
13	水	1	0	1	0	50
14	木	1	0	1	0	50
15	金	1	0	1	0	50
16	土	29	27	1	1	100
17	日	18	10	1	7	100
18	月	10	9	1	0	50
19	火	3	2	1	0	50
20	水	2	1	1	0	50
21	木	1	0	1	0	50
22	金	5	5	0	0	50
23	土	11	10	0	1	100
24	日	50	40	1	9	100
25	月	29	26	1	2	50
26	火	3	3	0	0	50
27	水	8	6	2	0	50
28	木	8	7	0	1	50
29	金	1	0	1	0	50
30	土	23	22	1	0	100
31	日	3	2	1	0	100
計		324	269	29	28	2200

6月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	月	3	2	1	0	30
2	火	0	0	0	0	30
3	水	0	0	0	0	30
4	木	4	0	0	4	30
5	金	1	1	0	0	30
6	土	11	10	1	0	50
7	日	39	33	1	5	50
8	月	2	2	0	0	30
9	火	0	0	0	0	30
10	水	1	1	0	0	30
11	木	0	0	0	0	30
12	金	0	0	0	0	30
13	土	9	8	0	1	50
14	日	27	26	0	1	50
15	月	1	1	0	0	30
16	火	1	0	1	0	30
17	水	0	0	0	0	30
18	木	0	0	0	0	30
19	金	0	0	0	0	30
20	土	2	2	0	0	50
21	日	3	3	0	0	50
22	月	0	0	0	0	30
23	火	3	2	1	0	30
24	水	0	0	0	0	30
25	木	0	0	0	0	30
26	金	0	0	0	0	30
27	土	2	2	0	0	50
28	日	7	7	0	0	50
29	月	1	0	1	0	30
30	火	1	0	1	0	30
計		118	100	7	11	1060

7月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	水	0	0	0	0	30
2	木	2	2	0	0	30
3	金	0	0	0	0	30
4	土	2	2	0	0	50
5	日	0	0	0	0	50
6	月	0	0	0	0	30
7	火	0	0	0	0	30
8	水	5	4	0	1	30
9	木	0	0	0	0	30
10	金	1	1	0	0	30
11	土	4	4	0	0	50
12	日	0	0	0	0	50
13	月	1	0	1	0	30
14	火	1	0	1	0	30
15	水	3	3	0	0	30
16	木	0	0	0	0	30
17	金	0	0	0	0	30
18	土	14	13	0	1	50
19	日	6	6	0	0	50
20	月祝	2	0	0	2	50
21	火	0	0	0	0	30
22	水	5	4	0	1	30
23	木	2	0	0	2	30
24	金	5	5	0	0	30
25	土	7	7	0	0	50
26	日	18	14	0	4	50
27	月	3	2	1	0	30
28	火	0	0	0	0	30
29	水	0	0	0	0	30
30	木	5	4	0	1	30
31	金	0	0	0	0	30
計		88	71	3	12	1110

8月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	土	3	3	0	0	50
2	日	3	2	0	1	50
3	月	6	4	1	1	30
4	火	0	0	0	0	30
5	水	2	2	0	0	30
6	木	0	0	0	0	30
7	金	7	7	0	0	30
8	土	5	5	0	0	100
9	日	9	9	0	0	100
10	月	4	0	1	3	50
11	火	5	0	0	5	50
12	水	2	0	0	2	50
13	木	13	4	0	9	50
14	金	5	4	0	1	50
15	土	10	10	0	0	100
16	日	0	0	0	0	100
17	月	4	4	0	0	30
18	火	2	2	0	0	30
19	水	0	0	0	0	30
20	木	2	2	0	0	30
21	金	4	4	0	0	30
22	土	14	14	0	0	50
23	日	6	5	1	0	50
24	月	1	0	1	0	30
25	火	2	2	0	0	30
26	水	2	2	0	0	30
27	木	0	0	0	0	30
28	金	0	0	0	0	30
29	土	7	6	0	1	50
30	日	19	12	0	7	50
31	月	0	0	0	0	30
計		137	103	4	30	1430

9月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	火	12	9	1	2	30
2	水	2	1	1	0	30
3	木	0	0	0	0	30
4	金	2	2	0	0	30
5	土	1	1	0	0	50
6	日	13	13	0	0	50
7	月	0	0	0	0	30
8	火	2	0	2	0	30
9	水	1	0	1	0	30
10	木	0	0	0	0	30
11	金	0	0	0	0	30
12	土	8	6	0	0	50
13	日	2	2	0	0	50
14	月	1	0	0	1	30
15	火	3	2	1	0	30
16	水	1	0	1	0	30
17	木	0	0	0	0	30
18	金	0	0	0	0	30
19	土	0	0	0	0	50
20	日	10	10	0	0	50
21	月祝	6	6	0	0	50
22	火祝	15	15	0	0	50
23	水祝	8	8	0	0	50
24	木	0	0	0	0	30
25	金	1	1	0	0	30
26	土	0	0	0	0	100
27	日	0	0	0	0	100
28	月	1	0	1	0	50
29	火	0	0	0	0	50
30	水	0	0	0	0	50
計		87	76	8	3	1280

10月						
日	曜日	認定数	受講者数	免除者数	キャンセル数	上限
1	木	2	0	1	1	50
2	金	2	0	1	1	50
3	土	6	2	0	4	100
4	日	29	27	0	2	100
5	月	1	0	1	0	50
6	火	5	2	1	2	50
7	水	0	0	0	0	50
8	木	2	0	0	2	50
9	金	14	0	0	14	50
10	土	10	10	0	0	100
11	日	27	21	2	4	100
12	月祝	32	29	2	1	100
13	火	8	7	0	1	50
14	水	2	1	0	1	50
15	木	10	9	0	1	50
16	金	4	2	0	2	50
17	土	20	15	1	4	100
18	日	13	13	0	0	100
19	月	3	2	1	0	50
20	火	4	4	0	0	50
21	水	20	14	5	1	50
22	木	17	13	3	1	50
23	金	2	0	2	0	50
24	土	21	19	2	0	100
25	日	48	40	7	1	100
26	月	0	0	0	0	50
27	火	1	0	1	0	50
28	水	1	0	1	0	50
29	木	6	0	5	1	50
30	金	0	0	0	0	50
31	土	22	20	0	2	100
計		332	250	36	46	2050

※認定者数…当日の認定者数
 受講者数…レクチャーを受けた人数
 免除者数…レクチャー受講を免除された人数
 キャンセル数…受講をキャンセルした人数

利用者意識等に関するアンケート調査結果

1. 事前レクチャーに関するアンケート調査結果

(1) 調査方法等

事前レクチャー後に受講者に対してアンケート調査票を配布し、主としてその場で回収した。本報告では中間報告として11月19日までに回収された984通について集計結果を示す。

(2) 調査結果概要

- ・全体として、過去2年間と同様の結果が多かった。
- ・路線バスおよび観光バスを利用して来訪した人の割合が過去2年間と比べて増加した。
- ・大台ヶ原及び西大台地区に初めて来訪した人の割合が過去2年間と比べて増加した。
- ・事前レクチャーの内容等については過去2年間とほぼ同じ結果であり、「長さ」では「満足」がほぼ100%、「内容」では「満足」が約65%、「普通」が約34%であった。

(3) 調査結果

1) 事前レクチャー受講者の属性

①受講者の性別

受講者の性別は男性が52.6%と女性を上回っており、過去2年間と大きな変化はない。

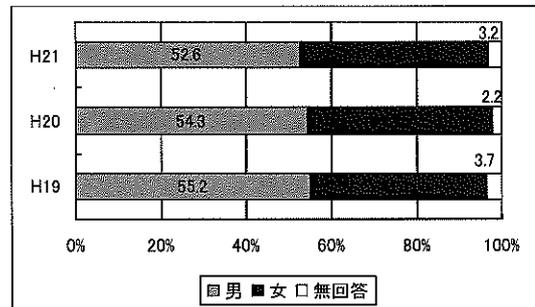


図1-1 受講者の性別

②受講者の年齢

受講者の年齢は過去2年に比べて30代から40代の割合が増加し、50代から60代の割合が減少した。

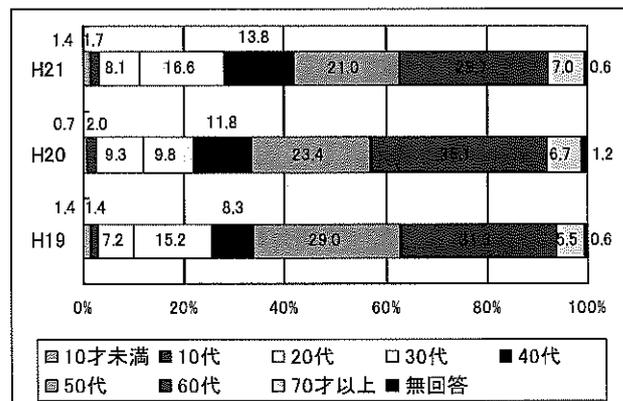


図1-2 受講者の年齢

③受講者の居住地

受講者の居住地は前年同様に大阪府が30.7%と最も多かった。また、上位4府県(大阪府、奈良県、兵庫県、京都府)の全体に占める割合もおおよそ7割と変化なかった。

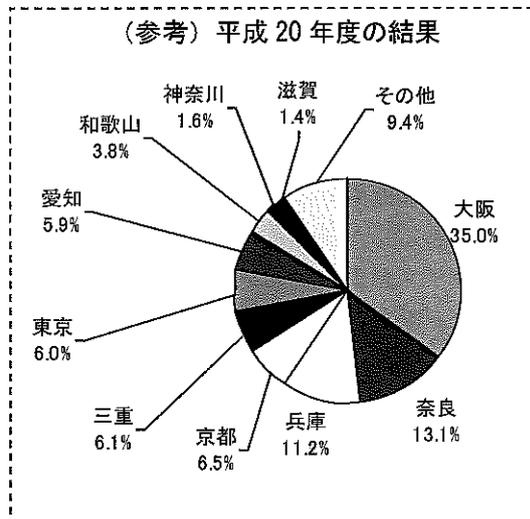
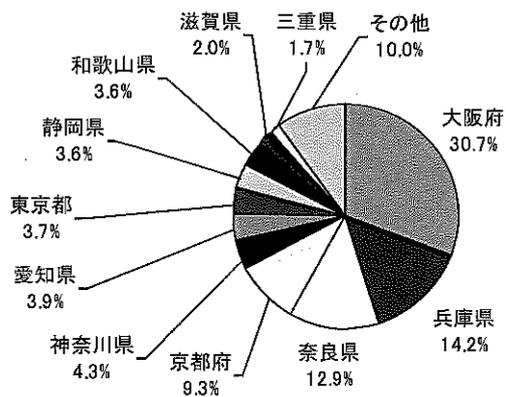


図1-3 受講者の居住地

2) 来訪目的

来訪目的は「登山・散策」が73.1%と最も多く、次いで「自然とのふれあい」が12.3%、「写真撮影」が4.5%、「生物の観察」が4.5%で、過去2年間と大きな差はなかった。

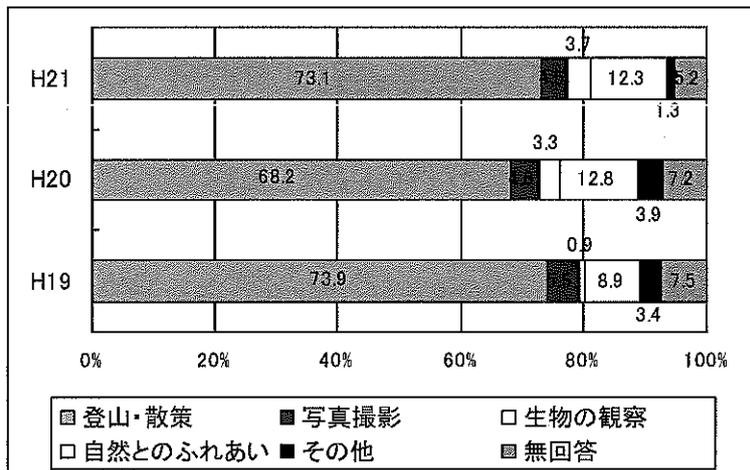


図1-4 来訪目的

3) 交通手段

交通手段は「自家用車」が65.2%と最も多かったが、「路線バス」が15.3%、「観光（貸切）バス」が16.2%と、過去2年に比べて割合が増加した。

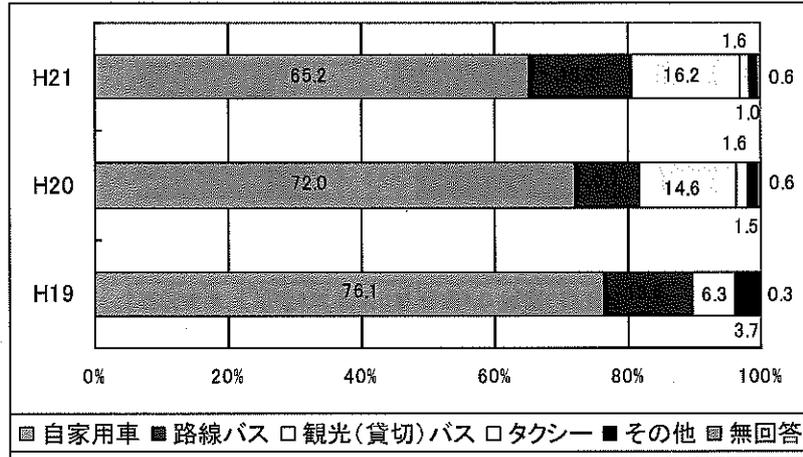


図1-5 交通手段

4) 来訪回数

①西大台地区への来訪回数

西大台地区に初めて来訪した人の割合は81.1%で、2年続けて増加している。

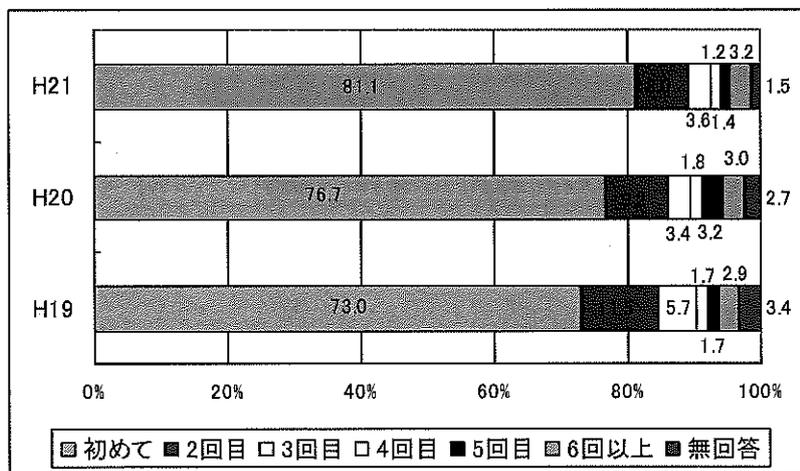


図1-6 西大台地区への来訪回数

②大台ヶ原への来訪回数

大台ヶ原への来訪回数についても、「初めて」の割合が44.7%と増加傾向にある。

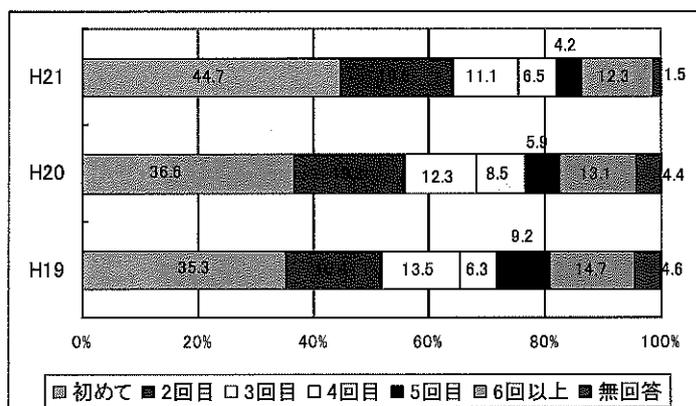


図1-7 大台ヶ原への来訪回数

5) 事前レクチャーについて

①事前レクチャーの時間の長さ

事前レクチャーの長さについては96.1%が「ちょうどよい」と回答しており、適切な長さであることが示された。

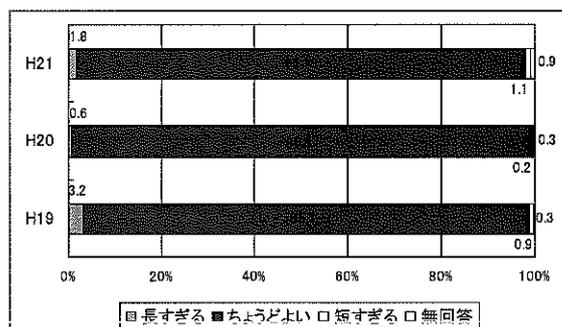


図1-8 レクチャーの長さに対する評価

②事前レクチャーの内容

事前レクチャーの内容については「満足」が64.6%と最も多く、概ね満足されていることが示唆された。

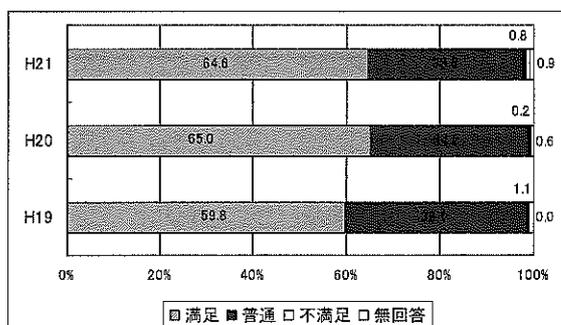


図1-9 レクチャー内容に対する評価

③冊子の内容

配布冊子の内容については、「満足」が 63.1%と最も多く、概ね満足されていることが示唆された。

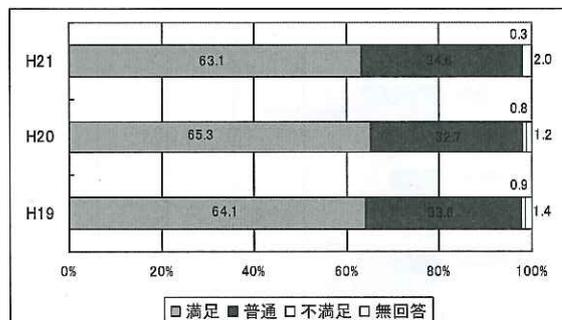


図 1-10 冊子に対する評価

④レクチャーに関する意見

事前レクチャーの内容や時間割について以下のように計 19 件の意見があった。

<レクチャーの内容に関する意見> (9 件)

- ・動植物など見所について教えてほしい (2 件)。
- ・コースについての詳しい説明やより詳細な地図がほしい (2 件)。
- ・地質や地勢に関する話もしてほしい。
- ・目印や道標について、どのようなものをレクチャー画面で見せてほしい。
- ・もう少し詳しい説明がほしい。
- ・山でのマナーについて子供向けの説明も行ってほしい。
- ・手話通訳があればよかった。

<レクチャーの時間割に関する意見> (10 件)

- ・もっと早い時間からレクチャーを始めてほしい (6 件)。
- ・30 分おきにレクチャーを実施してほしい (2 件)。
- ・一日に何度もレクチャーが実施されていて便利だった (2 件)。

6) 西大台利用調整地区の認知手段

西大台利用調整地区の認知手段としては、過去2年間と同様に「人に聞いた」が最も多くなっている。また、平成21年度は「登山などの専門雑誌」や「環境省のホームページ」の割合が過去2年に比べて高くなっている。

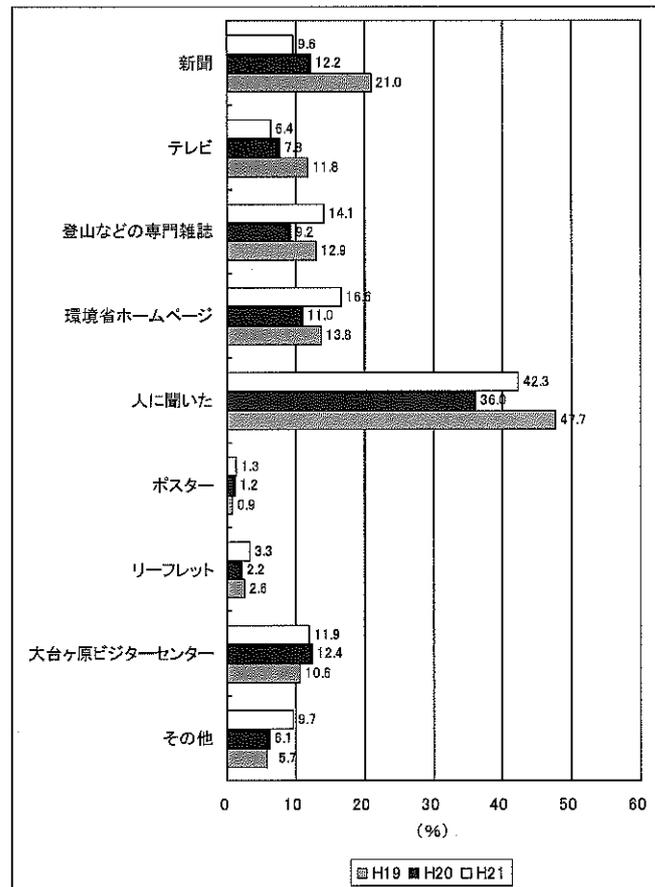


図 1-11 西大台利用調整地区の認知手段

2. 西大台の利用に関するアンケート調査結果

(1) 調査方法等

事前レクチャー後に受講者に対してアンケート調査票を配布し、主として郵送により回収した。本報告では、中間報告として11月20日までに回収された130通について集計結果を示す。

(2) 調査結果概要

- ・満足度に関しては、7割の利用者が満足したと回答した。
- ・利用者の行動に関しては、西大台歩道を一周する利用者の割合が増加し、入下山時刻が全体的に早くなる傾向が見られた。
- ・利用者のマナーについては、割合は少ないものの、「ゴミの投棄」や「歩道外での歩行」、「ペットの持込」などが目撃された。
- ・自由意見では、標識の充実や申請手続きの改善を求める意見が多かった。

(3) 調査結果

1) 入下山時刻

入山時刻は8時台にピークが見られ、下山時刻についても13時台に最初のピークが見られ、過去2年に比べて、入山時刻、下山時刻ともに早まる傾向が見られた。

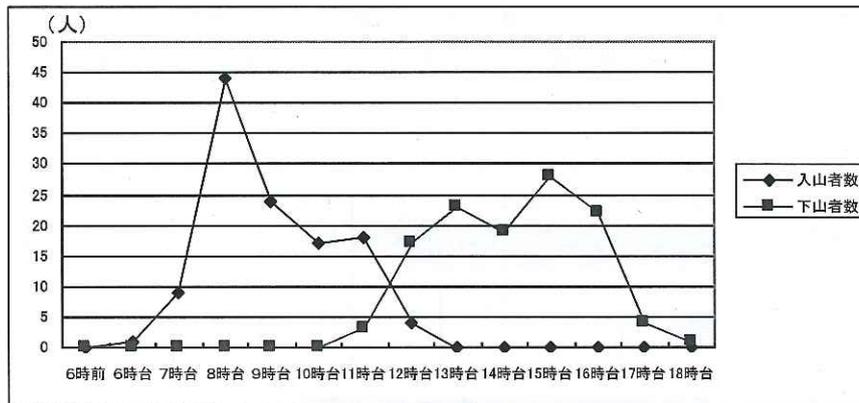
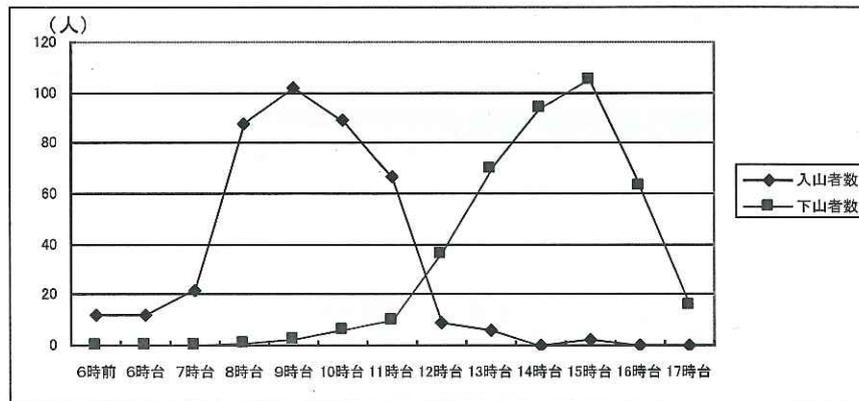


図2-1 入下山者数の時間推移

(参考) 平成20年度の結果



2) 行動内容

行動内容については、93.1%が「西大台歩道を一周」と回答しており、過去2年間と比べて増加している。

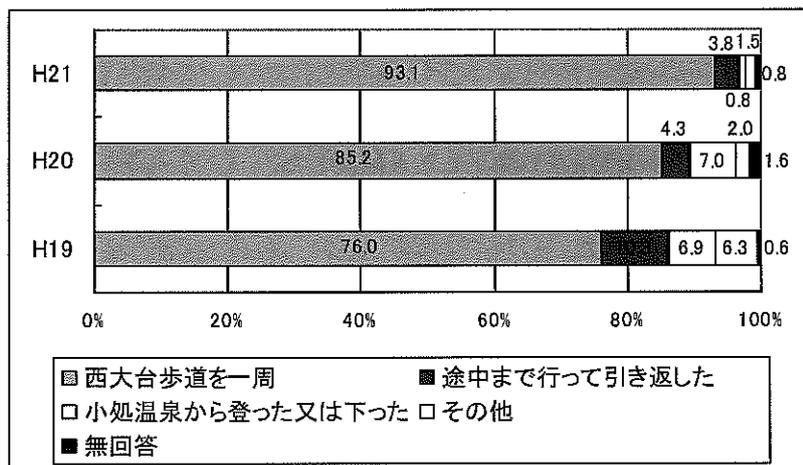


図 2-2 行動内容

3) 目撃した問題行動

目撃した問題行動の割合は「ゴミの投棄」(6件、4.6%)、「歩道外での歩行」(4件、3.1%)、「ペットの持込(明らかに不法侵入者によるもの)」(2件、2.3%) などであるが、全体からすればこうした問題行動を目撃する割合は少ない。

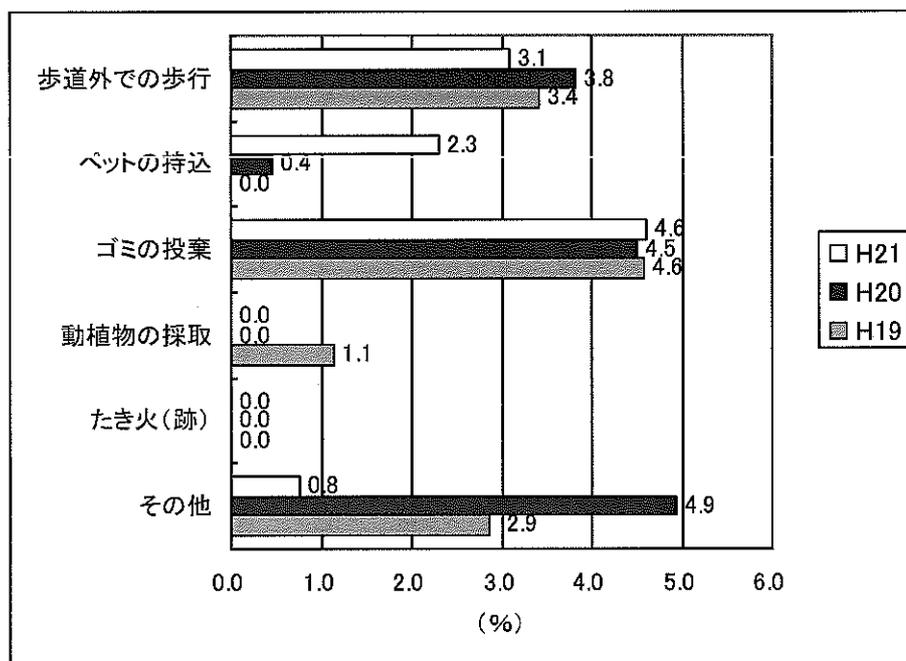


図 2-3 目撃した問題行動

4) 満足度

「期待通りよかった」が50.8%と最も多く、次いで「期待以上によかった」が19.2%であり、7割の利用者が満足している。

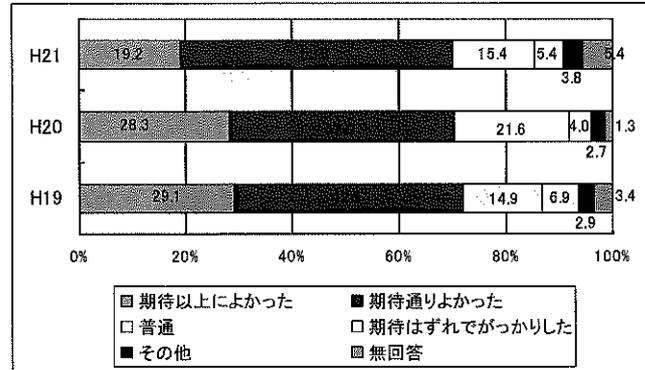


図2-4 満足度

5) 印象に残った自然資源

印象に残った自然資源としては、「コケ」、「原生的な自然」、「沢、せせらぎ」「ブナ林」、「紅葉」などを挙げる人が多く（複数回答）、過去2年間とほぼ同様の結果であった。

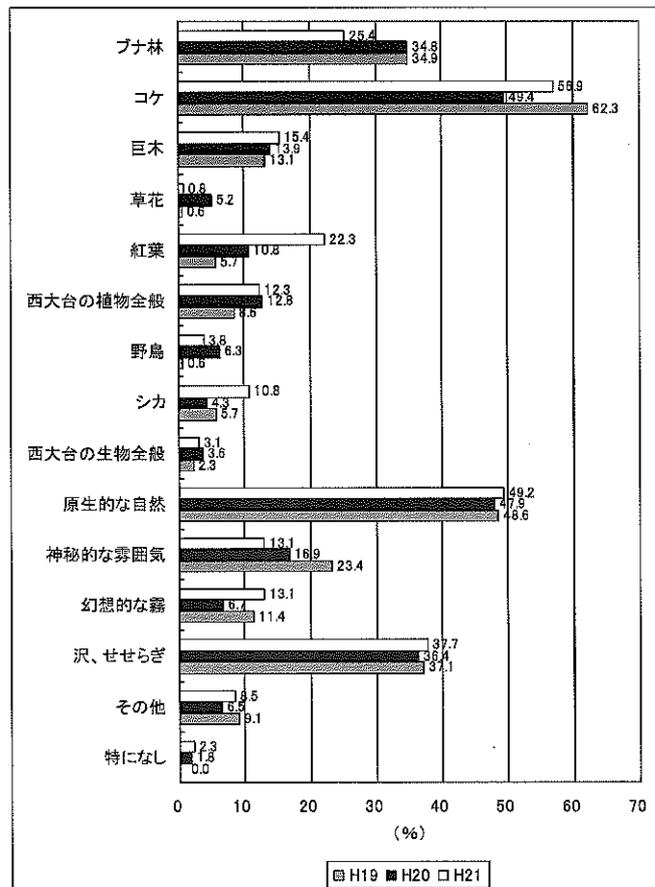


図2-5 印象に残った自然資源

6) 再訪の意向

再訪の意思については、「はい」が 67.7%と最も多いが、2年連続で減少しており、一方で「どちらともいえない」が2年連続で増加した。

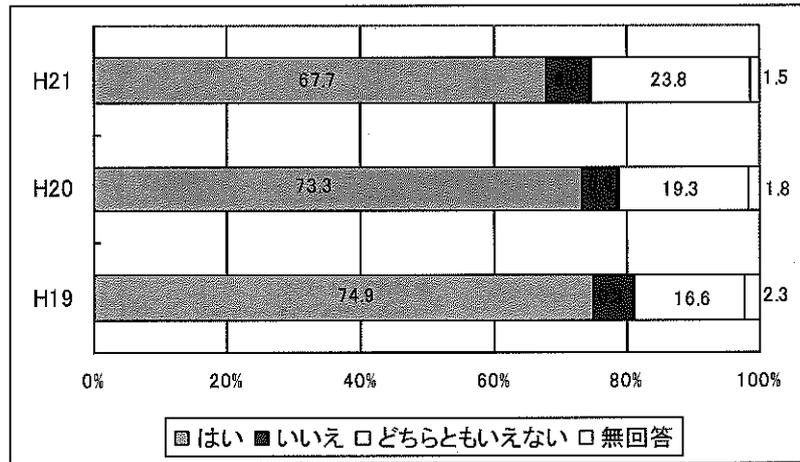


図 2-6 再訪の意向

7) 西大台利用調整地区に関する自由意見

自由意見を整理した結果、以下のように計 98 件の意見が得られた。その内、施設に関する意見が 54 件と最も多く、特に案内標識等の充実を求める意見が多かった。次に、運営に関する意見が 34 件あり、申請手続きの簡略化や申請期限の短縮、認定日の変更などを求める意見がみられた。また、制度に関する意見が 10 件あった。

平成 20 年度においても、これらと同様の意見が寄せられており、案内標識の拡充や手続きの改善などについて検討していく必要がある。

■制度に関する意見 (10 件)

①利用調整地区に対する賛否 (4 件)

- ・今後も入山規制を続けて環境保護をしてほしい。(2 件)
- ・自然を守るためにこのような制度は必要だと思う。(1 件)
- ・原生的な自然は他にもあるので、人数制限してまで守る必要は無い。(1 件)

②事務手数料 (5 件)

- ・手数料 1,000 円は高い。(1 件)
- ・申請料金のネーミングと用途が良く分からないので、1,000 円は高いと思う。入山協力金などのほうが分かりやすいのでは。(1 件)
- ・入金が入山当日にチケット払いなどが出来るようにしてほしい。(1 件)
- ・2回目以降の入山については手数料を廃止すべき。(1 件)
- ・申請手数料の用途を明確にしてほしい (森林保護に使ってほしい)。(1 件)

③制度のPR (1 件)

- ・制度に関するPRが不足しているのではないかと。(1 件)

■運営に関する意見 (34 件)

①申請手続き方法 (11 件)

- ・申請手続きをもっと簡単にしてほしい。(7 件)
- ・手続きを簡略化して一定範囲内で入山者を増やすべきだ。(1 件)
- ・グループ全員の捺印は必要ないのでは。(2 件)
- ・入山手続きの方法や期間、内容について、入山希望者の要望を取り入れて、再検討してほしい。(1 件)

②申請期限 (2 件)

- ・手続きに要する時間を1週間程度に短縮してほしい。(1 件)
- ・制限人数以内なら当日ビジターセンターで手続きできるようにしてもよいのでは。(1 件)

③認定日の変更 (3 件)

- ・悪天で入山できない場合に入山日を変更できるようにしてほしい。(1 件)
- ・入山日の事前変更を認めてほしい。(1 件)
- ・インターネットでの予約・変更システムを作ってほしい。(1 件)

④事前レクチャー (6 件)

- ・レクチャーの開始時刻を早くしてほしい。(2 件)
- ・事前レクチャーでは動植物の説明もしたほうがよい。(1 件)
- ・事前レクチャーは自然と付き合うルールを改めて認識できる時間であったので、今後も続けてほしい。(1 件)
- ・レクチャーを聞いたほうが意識も高まると思うので、今後も続けてほしい。(1 件)
- ・受講免除期間を3年に程度にしてほしい。(1 件)

⑤配布冊子 (6 件)

- ・「七ツ池」の場所をガイドに表記してほしい。(3 件)
- ・ガイドに詳細な地図を載せてほしい。(2 件)
- ・ガイド P6 の標高の図は途中のアップダウンが描かれていない。(1 件)

⑥その他の運営に関する意見 (6 件)

- ・見るポイントがあまり無いので、原始的な自然を見るコースということをもっと PR・アナウンスすべきだ。(1 件)
- ・ホームページやウォーキング map は一本道で分かりやすい印象を与えてしまっているのではないか。(1 件)
- ・ガイドツアーがあればよい。(1 件)
- ・携帯トイレはビジターセンターでも販売してほしい。(1 件)
- ・火の使用をもっと厳しく制限しても良いかと思う。(2 件)

■施設に関する意見 (54 件)

①歩道の不明瞭性 (9 件)

- ・ルートが不明瞭で迷いやすい箇所が多かった。(8 件)
- ・大台教会下の出入り口には立ち入り禁止の看板が立っており、入り口だと分かりづらかった。(1 件)

②誘導ロープ (9 件)

- ・黒いロープは目立たないので、分かりづらい。(3 件)
- ・ロープを目立つ色にしたほうがよい。(1 件)

- ・ルートが分かりにくい箇所が多いので、ロープを増設してほしい。(2件)
- ・何度か迷いそうになったが、黒ロープに助けられた。(1件)
- ・ロープが多すぎて自然の美しさを阻害している。(2件)

③標識 (23件)

- ・標識の意味が分かりづらい。(2件)
- ・標識に目的地までの距離や所要時間を記載するなど、分かりやすくしてほしい。(12件)
- ・迷いやすいところが多いので、標識を増やしてほしい。(5件)
- ・「七ツ池」「開拓跡」間は道に迷い易いので標識を増やしてほしい。(1件)
- ・「展望台」を示す道標が少ない。(1件)
- ・南回りルートの帰りに駐車場方面を示す標識がほしい。(1件)
- ・大台ヶ原にいるのに「大台ヶ原」と書いてあっても意味が分からない。(1件)

④目印 (4件)

- ・目印をもう少し増やしてほしい。(1件)
- ・道に迷わないように木に布を巻いてほしい。(3件)

⑤トイレ・携帯トイレブース (5件)

- ・トイレも整備されていたらよい。(1件)
- ・トイレは大の時に困ると感じた。(1件)
- ・携帯トイレブースを増やしてほしい。(3件)

⑥コース設定 (1件)

- ・もう少し短い周遊コースがあればよい。(1件)

⑦歩道 (2件)

- ・標識やロープは少ないほうが良いが、コース点検をお願いしたい。(1件)
- ・つり橋上の歩道の足場が悪かった。(1件)

⑧その他 (1件)

- ・椅子を設置してほしい。(1件)

8) 大台ヶ原全体にかかわる自由意見 (12件)

大台ヶ原全体にかかわるものとして、以下のような意見があった。

①マイカー規制 (5件)

- ・パーク&シャトルバスライド等によるマイカー規制が必要である。(5件)

②利用調整 (3件)

- ・東大台地区でも利用調整を実施すべきだ。(3件)

③携帯トイレブース (2件)

- ・東大台にも携帯トイレブースを設置してほしい。(2件)

④ガイド (1件)

- ・ガイドの同行を検討してほしい。(1件)

⑤防鹿柵 (1件)

- ・防鹿柵が多すぎる。他に方法は無いのか。(1件)

吉野熊野国立公園
西大台地区利用適正化計画

平成 19 年 6 月 1 日
近畿地方環境事務所

【目 次】

1. 背景	1
1-1 西大台地区の自然の概況	1
1-2 西大台地区の利用の状況	2
1-3 関係法令等の指定及び各種計画の策定状況	3
1-4 保護及び利用の問題点、課題	5
2. 利用の適正化を図るための基本方針	7
2-1 利用適正化計画により達成すべき目標	7
2-2 地区内での利用のあり方に関する基本方針	7
2-3 地区内での自然環境の保護及び管理に関する基本方針	7
2-4 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針	7
3. 利用調整地区の指定に関する事項	8
3-1 利用調整地区の名称	8
3-2 利用調整地区の区域	8
3-3 利用調整の期間	8
3-4 その他	8
4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項	9
4-1 指標等の設定	9
4-2 モニタリングの方法	9
4-3 モニタリングデータの評価	10
4-4 報告及び公表の方法	10
5. 立入り認定の手続きに関する事項	11
5-1 認定基準	11
5-2 立入認定事務の実施方法	13
5-3 注意事項（利用ガイドライン）	13
5-4 利用者の指導	13
6. 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項	14
6-1 自然ふれあいプログラムの作成等	14
6-2 ガイド付き立入の推奨、ガイド人材の育成	14
7. 自然環境の再生、復元等に関する事項	14
8. 利用施設の整備及び管理に関する事項	14
9. 今後の課題	15

1. 背景

大台ヶ原は紀伊半島の中心に位置する非火山性隆起準平原であり、国内でも有数の多雨地域にトウヒやブナの森がまとまって形成され、トウヒ群落を主とする「東大台」と、ウラジロモミーブナ群落を主とする「西大台」に大別される。近畿の大都市圏から比較的近く、様々な要因により森林生態系の衰退が進行している。かつての苔むす森の林床は乾燥化し、成木の枯死、ササの繁茂などが顕著となり再生に向けた取組みが進められている。西大台においても東大台と同様に森林生態系の衰退の傾向がみられるものの、相対的に良好な自然が残されていることから、森林の衰退を未然に防ぐ必要がある。一方、大台ヶ原に残された貴重な森林は、豊かな自然体験の場を提供するものである。利用マナーの低下がみられる大台ヶ原において、一定のコントロールのもと、質の高い利用を促進する必要がある。

1-1 西大台地区の自然の概況

東大台は西大台に比較して標高が高く、およそ標高 1550m以上の区域には亜高山針葉樹林帯のトウヒ群落が分布しており、その下部に位置する西大台には、冷温帯性広葉樹林のウラジロモミーブナ群落が広く分布している。西日本の太平洋側においてブナが優占する森林がまとまって見られるのは大台ヶ原・大峯山脈において他にはなく西大台のウラジロモミーブナ群落は貴重な森林である。

(1) 地形・気象

大台ヶ原は台高山系の南端に位置し、日出ヶ岳を主峰とした標高 1,300m～1,695m にわたる地域で、非火山性隆起準平原であり、日本で希少な地形として注目されている。この台地状の地形の南側などには大蛇峠、千石峠などの断崖絶壁が形成され、台地から落ちる東ノ滝、中ノ滝、西ノ滝は東ノ川に流れる。

また国内有数の多雨地域で、年間降水量は約 4,800mm と多い。

(2) 植生

大台ヶ原の植生は、主に亜高山性針葉樹林と冷温帯性広葉樹林から成立している。

そのうち標高 1,550m以下の西大台は、西日本でも貴重な太平洋型ブナの優占する冷温帯性広葉樹林がまとまってみられる地区である。

(3) 生物相

大台ヶ原では以下 ①～⑥ に示す動植物が記録確認されており、その中でも特に西大台は、生物多様性の優れた地区として注目されている。

① 植物

日本有数の多雨地帯であり、湿潤で冷涼な気候が特徴で、冷温帯性植物、着生植物、岩崖性植物が豊富であり、北方系の遺存植物や山岳性の植物が多い。また岩場には、オオダイトウヒレンやハクロバイが生育している。これまでにコケ類を含め、45科 860種が記録確認されている。

② 哺乳類

ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカなどの大型哺乳類をはじめ、レッドデータブックでは準絶滅危惧種とされ国の天然記念物にも指定されているヤマネや分布上注目されるヤチネズミ、クロホオヒゲコウモリやノレンコウモリなどのコウモリ類など、これまでに合計7目15科37種が記録確認されている。

③ 鳥類

ルリビタキ、メボソムシクイ、ビンズイなど主に中部地方以北で繁殖する鳥類の西日本での数少ない繁殖地となっており、これまでに11目32科97種が記録確認されている。

④ 爬虫類

ジムグリやヤマカガシを含む2目5科9種が記録確認されている。

⑤ 両生類

大台ヶ原が新種記載の際に模式産地となっているオオダイガハラサンショウウオやナガレヒキガエルなど2目6科17種が記録確認されている。

⑥ 昆虫類

昆虫類は種類が多いため全貌は明らかになっていないが、大台ヶ原を代表に紀伊半島の山地にしか産しないものとして、オオダイルリヒラタコメツキやセダカテントウダマシなどがあげられる。また、大台ヶ原が模式産地となっており、その名に「オオダイ」を冠している種も少なくない。

1-2 西大台地区の利用の状況

大台ヶ原は年間およそ25万人の利用者数を記録する近畿圏でも有数の山岳観光地である。

歴史的には大峯山脈が霊場として多くの信仰登山者を集めてきたのに対し、大台ヶ原は地形や気象条件の厳しさから、明治以前は人が近づくことがほとんどない未開の地であった。

大台ヶ原の利用は、明治時代の信仰、修行の場としての利用がはじまりであった。その後、大正時代から登山者が増加し始め、登山の対象としての利用が主流となったと考えられる。

昭和11年に吉野熊野地区が国立公園に指定され、昭和15年に大台ヶ原地区が特別地域に指定された。昭和36年の県道大台ヶ原公園川上線（通称：大台ヶ原ドライブウェイ）開通後アクセスが容易になり、登山から観光の対象へと変貌していった。

現在、最も典型的な大台ヶ原の利用形態は、マイカーまたは観光バスで山頂部までアクセスし、そこを起点に日出ヶ岳、正木ヶ原、牛石ヶ原、大蛇嶺などを有する「東大台」を周回する日帰り利用である。西大台にも駐車場を基点に周回利用できる歩道が整備されているが、知名度の低さや迷いやすいなどのイメージにより比較的低密度の利用にとどまっている。山麓部との間を登山する利用者も少数である。

大台ヶ原は、5月、8月、10月に利用のピークが見られ、平日に比べ土日祝日に利用が集中する。

1日あたり平均入山者数（平成16年11月及び平成17年4月～10月のカウンター調査結果。主な入山口通過人数の合計）は西大台で23人/日、東大台で253人/日である。「西大台」の利用は大台ヶ原全体の約1割程度である。1日あたり最大入山者数は、西大台で169人/日、東大台で1,939人/日であった。

利用者へのヒアリング調査（平成17年度実施）では、西大台について、東大台と比べ利用圧が低く、自然の中の静寂性が保たれていることを評価する声が多く聞かれるものの、①駐車場を起点に比較的気軽な日帰り利用ができること、②東大台とは異なる魅力をもった自然を有すること、③すでに

旅行会社のバスツアーの対象となっていることなどから、今後利用圧が増加する恐れがある。

1-3 関係法令等の指定及び各種計画の策定状況

(1) 関係法令等

① 自然公園法

西大台地区の大部分は吉野熊野国立公園の特別保護地区に指定されている。大台ヶ原ドライブウェイ終着点の周辺は、利用拠点として集団施設地区（第2種特別地域）に指定されている。

② 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

西大台地区の全域が国指定大台山系鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。

③ 土地所有現況

西大台地区はほぼ全域が環境省所管地である。奈良県有地（集団施設地区）、道路敷（県道大台ヶ原公園川上線）、村有地、民有地等に隣接する。

(2) 各種計画等

① 吉野熊野国立公園（吉野地域）管理計画（平成13年12月）

本利用適正化計画の対象を含む吉野地域の管理計画において、利用に関する基本方針は以下のとおり、規定されている。

自然特性を活かした山岳地域としての自然探勝型利用を推進し、利用者の季節的集中にともなう自然環境への影響の軽減等の検討を続けることが示されている。

大台ヶ原では、山頂付近まで車道が開通しシクナゲの開花、夏季、紅葉の時期を中心に多くの人が訪れる地域である。この地域のすぐれた自然を保護しつつ、自然特性を活かした山岳地域として自然探勝型利用を推進する。また、当該地域は貴重な自然の残る山域であるが気象条件も厳しいことから、利用者に対し自然環境保全や安全対策についての普及啓発を図る。なお、利用者の季節的集中にともなう自然環境への影響の軽減及び快適な利用の増進のための検討を継続して行う。

また、保全方針のなかで、東大台地区のトウヒ林は「当該地区に集中する利用者による自然への影響を軽減するため、周辺環境との調和を図りながら歩道等既存施設の充実と利用者に対する普及啓発を図る」、西大台地区のブナ林は「多数の利用者が入り込むことのないよう、積極的な施設の整備は行わない」と定め、公園事業取扱方針のなかでは、西大台の歩道を「登山道」、東大台の歩道を「自然観察路」と位置づけるなど、東大台と西大台を区分して保全または整備を図るよう定められている。

② 大台ヶ原自然再生推進計画（平成 17 年 1 月）

大台ヶ原では昭和 61 年度に「大台ヶ原トウヒ林保全対策検討会（平成 12 年度より大台ヶ原地区植生保護対策検討会と改称）、平成 13 年度に「大台ヶ原ニホンジカ保護管理検討会」を設け、様々な森林保全対策事業を進めてきたが、従来の森林保全対策に加え、利用対策の充実による人為的インパクトの軽減や周辺地域との関連を含めた総合的な視点の必要性から、平成 14 年「大台ヶ原自然再生検討会」を設置し、およそ 2 年間にわたる調査と検討の結果、「森林生態系保護再生計画」「ニホンジカ保護管理計画」「新しい利用のあり方推進計画」の 3 つの計画からなる「大台ヶ原自然再生推進計画」を平成 17 年 1 月に取りまとめたところである。

新しい利用のあり方推進計画において、大台ヶ原では、利用の「量」の適正化と「質」の改善を通じ、利用による自然環境への影響を極力抑えるとともに、質の高い自然体験・環境学習を可能とすることにより、大台ヶ原を「新しいワイズユースの山」とすることを目的とすることが掲げられている。

そして、本計画の実現を図るための基本方針として、①「マイカー規制の実施ーパーク&シャトルバスライドー」、②「より良好な森林地域の保全の強化ー利用調整地区の設定」、③総合的な利用メニューの充実（登山道・自然観察路の充実、キャンプ指定地の設置、山上駐車場周辺の活用、自然解説・自然体験プログラムの充実、情報提供・情報発信の充実、ビジターセンター機能の充実）が提言されている。

本利用適正化計画は、基本方針②「利用調整地区の設定」を受けて、その利用の適正化を図るに当たって、様々な関係者による合意形成の下で利用の調整等に関する各種事項を定めることにより、公園利用の適正化を円滑に進め、利用調整地区の風致景観を維持し、かつ、より深い自然とのふれあい体験を提供することを目的として作成する。

1-4 保護及び利用の問題点、課題

(1) 大台ヶ原の課題について

東大台の正木峠を中心とした地区では、昭和30年代の伊勢湾台風等の大型台風による大量の風倒木とその搬出を契機に、林冠開放による林床の乾燥、コケ類の衰退、ミヤコザサの分布域の拡大が始まった。また、県道大台ヶ原公園川上線の開通に伴う公園利用者数の増加やミヤコザサ現存量の増加に伴うニホンジカ個体数の増加もミヤコザサ以外の林床植生の衰退を加速化した。これらの結果、倒木更新など亜高山性針葉樹林の森林更新に必要な条件が悪化し、森林の衰退が始まった。さらに、同時期に周辺部においても伐採面積の拡大によってニホンジカの餌となる植生の増加などその好適生息環境が生まれ、周辺部を含めニホンジカ個体数が増加した。周辺部の一部の個体はミヤコザサが拡がりつつある大台ヶ原に移動し、さらに大台ヶ原のニホンジカ個体数が増加したため、樹木の後継樹や樹皮にまでシカによる採食が目立つようになった。これらの把握しやすい要因に加えて、十分に解明されていない要因も含む複合的な要因が森林植生の衰退をもたらしていると考えられる。

(2) 西大台地区の課題について

東大台において亜高山性針葉樹林を中心に森林の衰退が顕在化する一方、比較的健全な自然林が残っているとされている西大台の冷温帯性広葉樹林においても下層植生や後継樹の減少などが確認されている。

また、施設整備を積極的に行っていない西大台においては、定められた歩道以外のルートからの立入り、ペットの持ち込み、ゴミ不法投棄等の行為も確認されている。自然環境に悪影響を与える行為の禁止、注意事項の徹底により利用マナーを向上させる必要がある。

① 森林の衰退の兆候

西日本でも貴重な太平洋型ブナが優占する冷温帯性広葉樹がまとまって分布しており、利用密度は低く原生的な雰囲気を体験できる地区であるが、森林衰退の兆候がみられる。

自然再生推進計画では大台ヶ原の植生を7つのタイプに区分し、西大台に典型的な「タイプVI」、「タイプVII」についてはいずれも樹冠を構成する樹種は比較的健全であるが、後継樹がほとんど生育していない点で森林の更新過程に問題が生じていると評価している。

17年度に実施した樹幹着生の蘚苔類調査では、乾燥耐性の強い種の侵入が確認されている。

◆タイプVI（ブナースズタケ密）→損なわれている過程：「後継樹」

- ・林冠構成樹種の種子散布がある。
- ・後継樹はほとんど生育していない。実生は生育しているが少ない。
- ・下層植生はスズタケが優占しており、スズタケの稈高が高い。

◆タイプVII（ブナースズタケ疎）→損なわれている過程：「後継樹」

- ・林冠構成樹種の種子散布がある。
- ・後継樹はほとんど生育していないが、実生は生育している。
- ・下層植生はミヤマシキミが優占しており、スズタケはほとんど生育していない。

② 利用圧の増加傾向

利用圧増加による影響を受けやすく、既に歩道の洗掘や複線化、休憩に利用される場所での下層

植生の衰退、裸地化などの影響が確認されている。

現況においては自然観察路として整備されている東大台に利用者が集中しているため、①駐車場を起点に日帰り利用ができること、②自然体験の場としてポテンシャルが高いこと、③すでに旅行会社のバスツアーが増えていることなどから、今後利用圧が増加する恐れがある。

③ 利用マナーの低下

歩道外への立入り、定められた歩道以外のルートからの立入り、ペットの持ち込み、ゴミ不法投棄等森林生態系に影響を及ぼすおそれの高い行為がみられる。また、動植物、魚類の盗採の行為についても指摘されている。

④ 自然体験の質の低下

ピーク期には過半数の利用者が混雑感を抱いており、原生的な雰囲気や静寂が確保されていないことがある。利用者の増加により喧騒が持ち込まれ、享受できる自然体験の質が低下するおそれがある。

2. 利用の適正化を図るための基本方針

2-1 利用適正化計画により達成すべき目標

相対的により良好な森林が存在し、質の高い自然とのふれあい体験が可能な西大台地区において、利用調整地区を指定し、自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図り、将来世代に自然環境を継承することを目標とする。

2-2 地区内での利用のあり方に関する基本方針

- ・ 利用者が自ら自然とふれあう体験を通して自然の持つ雰囲気を感じてもらうことを基本姿勢とする。
- ・ 大台ヶ原の豊かな自然環境を体験するにふさわしい静寂性が確保され、自然環境の保全に影響が生じない程度の利用密度に誘導する。
- ・ 利用による自然環境の影響を自然の回復力の範囲にとどめるため利用人数の調整を行う。利用人数の調整は、各種データやモニタリング調査を踏まえたものとする。
- ・ より質の高い自然体験を享受するため、地域の自然等を熟知し、解説するガイドなどが同行することを推奨する。
- ・ 立入り者は、自然環境に負荷を与えずに持続的な利用を図るために設定されたルールのもと、立入り後は利用者個人の自己責任のもとで行動する。
- ・ 立入り者は、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンターにおいてレクチャーを受講し、利用のルール、注意事項について理解する。
- ・ 西大台周回歩道を中心とする自然探勝以外の立入り者（登山に際しての通過利用、^{とうはん}登攀等）についても利用調整の対象とし、一定のルールのもと適切に利用する。

2-3 地区内での自然環境の保護及び管理に関する基本方針

- ・ 西大台地区の自然環境の保護に関しては「大台ヶ原自然再生推進計画」（平成17年1月）に基づき、保護・再生の取組みを推進するとともに、現状を悪化させることのないよう適切に管理する。
- ・ 過剰利用、不適切な利用や自然災害などによる劣化・荒廃の状況について、巡視や情報収集により常に把握するとともに、利用調整の効果について検証するため指標種等のモニタリング調査を継続的に実施する。

2-4 地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針

- ・ 歩道や標識等の施設の整備は必要最小限とする。各種の情報の提供や事前レクチャー、地区内の状況を熟知したガイドの同行を推奨し、原生的な雰囲気、静寂を保持する。
- ・ 「自己責任」意識の普及啓発を行い、安全な利用を促進する。
- ・ 現場において境界線を明確化し、利用調整地区の所在、行為規制等を周知するための標識、制札等について、隣接する土地所有者、関係機関の協力のもと、設置する。

3. 利用調整地区の指定に関する事項

3-1 利用調整地区の名称

西大台利用調整地区

3-2 利用調整地区の区域

(1) 区域

奈良県吉野郡上北山村大字小椽字大台山の一部

地理的あるいは施設の条件から利用者の出入りをコントロールし適切に管理することが現実的に可能な区域として別図の区域を指定する。

(2) 地区の区域を示す標識等

利用調整地区の存在を利用者に周知するため、利用調整地区の概要、区域などを示す標識、立入りに際し手続きを要することなどを掲示する制札、境界線を明確にするための杭等を設置する。

既存施設の取扱いも含め、野生動物の生息や景観に配慮してこれら施設を整備する。

3-3 利用調整の期間

大台ヶ原の利用は、アクセス道である県道大台ヶ原公園川上線の開通している開通期間にほぼ一致することから、4月から11月までの期間を対象とする。

なお、具体的な月日については、気象条件等をふまえた県道大台ヶ原公園川上線の状況や、大台ヶ原の利用実態等を勘案し、毎年度ごとに定める。

3-4 その他

○利用調整地区の指定の広報及び周知の方法

利用者はもとより地域住民、事業者を含め、利用調整地区の設定および考え方について広く情報発信し、周知の徹底を図る。

利用調整地区に立入る際に手続きが必要であることを周知するためパンフレットを作成し、デジタルセンターを中心に情報発信するほか、関係機関の協力を得て、大台ヶ原を紹介するガイドブックや地図、ポスターへの掲載、関係機関のホームページにおける情報発信など多様なツールを活用し幅広く情報を提供する。

4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

大台ヶ原においてはこれまで、自然災害等による歩道の通行止め措置などを除き、立入り人数の制限等を実施した実績はなく、入込み数や利用者層も社会情勢の変化や時代背景、当該年の気象条件等により大きく変動してきた。

利用調整の効果について正確に予想することは極めて困難であり、目標設定とその達成状況に応じ、計画内容の適切な見直しを行っていく。

このことを十分に勘案し、認定基準等は理想を掲げつつ現実的な数値を設定する。当面は極端な制限は行わず、モニタリングにより検証していく中で段階的に完成度を高めていくこととし、モニタリング、評価及び計画への反映が継続的に実施される仕組みを内在させていく。

一方、大台ヶ原自然再生推進計画（平成 17 年 1 月）に基づいて大台ヶ原の自然再生を目指した取り組みが展開されており、これら取り組みについてモニタリングが実施されていることから連携し、自然環境や利用に関するデータを活用していく。

その上で、利用調整地区の効果を評価するための指標等の設定、モニタリングの方法、データの評価、報告及び公表の方法等について検討していく。

4-1 指標等の設定

(1) 自然環境の状態

大台ヶ原における利用による自然環境への影響については、これまで自然再生の取り組みの中で、踏み込みに強い植物種の分布や外来生物の分布、人や車の通過数と出現鳥類数の関係などが調査されている。平成 17 年度から蘚苔類による利用影響の把握の可能性についても調査が行われている。

利用調整地区の指定にあたり、利用圧との関係、指標生物等によるモニタリング項目については、専門的検討を経て設定する。

- ・踏み込みに強い植物種の分布
- ・指標生物種の生息状況
- ・裸地面積や歩道の複線化、洗掘状況

(2) 利用のあり方

利用に関する基本的なデータとして、利用人数や利用者の属性等に関し調査を継続する。

さらに、利用者の自然環境や利用密度に関する満足度、自然の理解度、利用調整地区制度への意見等の項目を設定する。

- ・利用人数、利用者層等（カウンターデータの分析、立入認定者データの分析）
- ・利用者の動向（自然環境や利用密度への満足度、自然の理解度、利用調整地区への意見等）

4-2 モニタリングの方法

大台ヶ原自然再生評価委員会との連携のもと、具体的なモニタリングデータの種類、収集者、収集時期、頻度および方法について設定する。

4-3 モニタリングデータの評価

大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の各部会等において評価を行い、必要に応じ利用適正化計画の変更を行う。

4-4 報告及び公表の方法

モニタリングデータおよびその評価結果と利用適正化計画の変更案については、大台ヶ原自然再生のホームページへの掲載のほか、広範かつ迅速に周知を図ることとする。

なお、希少動植物の分布情報等の取扱いについては注意する。

5. 立入り認定の手続きに関する事項

5-1 認定基準

「量の適正化」と「質の改善」を両輪として新しい利用のあり方を推進する観点から、認定基準において禁止事項や注意事項などの遵守と、人数の上限設定等の利用の調整の方法を定める。

当面は、人数、禁止行為、注意事項について定め、今後、モニタリングの結果や管理運営の実態等を踏まえ、必要に応じ追加・修正を行う。

(1) 人数

「1日あたりの総利用者数の上限」と「1団体あたりの人数の上限」を設定し、特定の時期における利用の集中を緩和し自然環境の荒廃を防ぐとともに、豊かな自然を体験するにふさわしい静寂性の確保を目的とし適正な利用密度へ誘導する。

なお、今後の課題として、特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限を設定することや、区域ごと、利用形態ごと（周回歩道利用、登山利用等）に利用者数の上限を設定することなどを検討していく。

① 1日あたりの総利用者数の上限

1日あたり総利用者数の上限を設定し、利用時期を分散することで（土日祝日から平日へ、利用集中期から閑散期へ等）、年間を通した利用人数の平準化を図る。設定人数については、前年度の利用状況調査のモニタリング結果等をもとに、西大台地区利用適正化計画検討協議会において年度ごとに定める。

当面、以下の観点から上限の設定を行う。

- ・利用集中期（春期、夏期、秋期）を中心に極端に集中している土日祝日の利用者数を抑制する。（年間を通して100人を超える日が10日程度あることから、まず極端な集中による悪影響を回避する。）
- ・平日は、原生的な雰囲気と静寂が確保されていることから、これを保持する。
ただし、利用集中期（春期、夏期、秋期）を中心に比較的利用の多い平日については、土日祝日から移行することも想定し、考慮して上限を設定する。なお、利用集中期の具体的な月日については、年度ごとに定める。

利用集中期の土日祝日：100人

利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日：50人

利用集中期以外の平日：30人

② 1グループあたりの人数の上限

一時に大人数が利用することによる自然環境への影響を抑えるとともに、静寂な雰囲気の中で大台ヶ原の自然を味わうことができるように誘導する。

現地において声の届く範囲、人の姿の見える範囲などを考慮し、無理なくガイドの説明などを聴くことができる人数として、1グループあたりの人数の上限を10名とする。

(2) 禁止行為その他の基準

利用調整地区に共通の禁止事項として以下の行為が定められている。なお、必要に応じ追加等を行う。

全ての利用調整地区に共通の禁止事項

項目	自然公園法施行規則（第十三条の四）の表現
生きた動植物の持ち込み	生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
野生動物への給餌	野生動物に餌を与えること。
野生動物に影響をおよぼす撮影、観察等	野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
ごみ等の廃棄	ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
球技等の野外スポーツ	球技その他これに類する野外スポーツをすること。
花火、拡声器等の使用	非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。

(3) 注意事項

利用者が行うべき注意事項として、以下の件を定める。

なお、採集並びに捕獲のための道具（網、竿等）およびこれに準ずるものの持ち込みをしないことについては、西大台利用調整地区は全域が国立公園特別保護地区に指定されており動植物の採捕は規制されているが違法行為等も報告されていることを踏まえ定めるものである。

- ・ 自己の責任における安全管理の徹底を図るとともに、あらかじめ、必要な情報の入手及び理解並びに技術の習得に努めること。
- ・ 十人を超える団体で利用しないこと。
- ・ 網、竿その他動植物の捕獲及び採取のための道具を持ち込まないこと。
- ・ 利用調整地区への立入りの前に、大台ヶ原ビジターセンターにおいて近畿地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講すること。ただし、申請に係る年度内において、既に当該レクチャーを受講している場合は、この限りではない。
- ・ 利用調整地区への立入り時に得られた自然環境及び公園の利用に関する情報を近畿地方環境事務所に報告するよう努めること。

注意事項を周知し、遵守させるため、注意事項等を記載した利用の手引等文書の作成及び事前配布、ビジターセンターにおける現場のリアルタイム情報の提供等を実施する。

5-2 立入認定事務の実施方法

(1) 認定を行う事務所の場所

別途指定する指定認定機関の所在地において行う。

なお、この所在地は、可能な限り利用調整地区所在の周辺市町村内とする。

(2) 受付の方法および人数の調整方法

申請は、郵送又は窓口において受付を行う。申請にあたって、申請書の他、事務手数料（1人1000円を上限として定める額）を納入する。具体的な方法については、申請要領を別途定める。なお、インターネットによる申請の受付は、指定認定機関の通信環境の整備及び事務実施体制状況に応じ、順次導入を検討していく。

なお、申請は、先着順に受付を行い、受付順に審査を行う。

(3) 立入認定証の様式及び交付方法

立入認定証には、利用調整地区の名称、立入認定証の有効期間（立入可能な日）、立入認定を受けた者の氏名、その他必要な事項を記載した様式とする。

審査終了後、立入認定証の交付とともに、事前に大台ヶ原ビジターセンターにおいて本人確認を行い、レクチャーを受講する必要がある旨、郵送にて通知する。

5-3 本人確認、事前レクチャー等

立入認定証の交付を受けた者は、立入認定証を持参して、立入りの前に大台ヶ原ビジターセンターにおいて認定者本人である確認を受けた上、事前レクチャーを受講し、現地の状況や立入りにあつての利用のガイドラインについて理解した上で立ち入らなければならない。

事前レクチャーは、大台ヶ原ビジターセンターにおいて、実施する。

同一年度内に限り受講歴のある者は、レクチャーを免除することができる。（ただし、本人確認は必要）

5-4 利用者の指導

大台ヶ原ビジターセンターを拠点とし、西大台利用調整地区の指定について周知徹底を図るとともに、立入り者からの報告のほか、通常の巡視活動において地区内の状況を把握するなど情報収集に努める。

大台ヶ原地区パークボランティアほか関係者の協力を得て、巡視を実施し、リアルタイムの自然の情報や歩道の現況、危険箇所の有無など、ビジターセンターの情報提供やレクチャーの内容に反映させて利用者への指導を適切に行う。

○巡視計画

巡視、指導等の箇所、頻度等を定めた巡視計画を毎年度ごとに定める。

西大台地区利用適正化計画検討協議会の構成員はそれぞれの役割に応じ巡視、指導等を行うとともに

に、年に数回、協議会主催の合同パトロールを実施する。

通常の巡視ルートは、歩道沿いの状況把握を中心に行うが、歩道からはずれた場所の踏み後の状況や、県道大台ヶ原公園川上線沿線などから手続きをしないで立入る者がいないか監視する。

巡視のポイントについては所定の様式を定め記載するものとし、事前に巡視実施者は、計画書を吉野自然保護官事務所に提出する。

実施日は利用者数の多い土日祝日を含め最低週2日程度は行うこととし、現地の状況を熟知した者を含む2名で行うことを原則とする。

春期、秋期の土日祝日などは、協議会により合同パトロールを実施するなど巡視の体制を強化するとともに、大雨、台風通過後など気象変化、季節変化に応じて実施する。

6. 自然ふれあいプログラムの提供等に関する事項

6-1 自然ふれあいプログラムの作成等

西大台利用調整地区を案内するガイド等に向けた情報や研修の機会等を提供する。

さらにより深い自然体験のために、大台ヶ原の自然を熟知したガイドによる自然ふれあいプログラムとして推奨すべき興味地点、コース等をまとめ、ガイド付き限定で利用することも将来に向けた課題として検討する。

6-2 ガイド付き立入りの推奨、ガイド人材の育成

利用マナーを徹底し、利用の安全を確保するとともに、利用者により質の高い体験を提供するためには、大台ヶ原の自然を熟知したガイドの同行が効果的であることから、大台ヶ原の自然等を熟知した者の随行を推奨する。

ただし、現状では、大台ヶ原におけるガイド制度が未整備であることから、ガイド推奨のための仕組みの整備と人材育成を促進すべく関係機関間において協議していく。

7. 自然環境の再生、復元等に関する事項

大台ヶ原自然再生推進計画（平成17年1月）に基づき、自然環境の再生、復元に資する取組みを推進する。

8. 利用施設の整備及び管理に関する事項

現場において境界線を確認し、利用調整地区の所在、行為規制等を周知するための標識、制札等について、隣接する土地所有者、関係機関の協力のもと、設置する。

大台ヶ原駐車場や登山道からの入り口部分にはゲートを設置するとともに、境界線沿いには制札等を設置する。また、侵入の容易な箇所を中心に柵を配置し、県道大台ヶ原公園川上線沿い等については重点的に整備を進める。

なお、設置にあたっては野生動物の生息や景観に配慮する。

9. 今後の課題

○今後の課題

本利用適正化計画は、現時点での知見、データ等をもとに検討されたものであるが、モニタリングの結果や実際の管理運営の状況等をふまえ、必要に応じ追加・変更等を行うものである。

西大台利用適正化計画検討協議会における議論において中長期的な事項も含め、以下の課題について今後さらなる検討を行う。

(1) 利用調整地区の区域について

森林等の自然環境が同等の資質を有している県道大台ヶ原公園川上線北側（三津河落山斜面）など周辺の森林についてもモニタリングを実施し、今後の保護方策の検討を進める。

(2) 利用適正化の手法について

本利用適正化計画においては「1日あたりの総利用者数の上限」と「1団体あたりの人数の上限」を設定し、利用適正化をはかることとしている。

モニタリングの結果や利用の状況等を踏まえ、特定の時間帯における集中を避けるため、時間帯別の上限を設定することや、区域ごと、利用形態ごと上限設定等の組み合わせも検討していく。

また、人数以外の認定基準についても必要に応じ追加・修正を行う。

(3) ガイド推奨の仕組みについて

現状では、大台ヶ原においてはガイドを推奨する制度が未整備であることから、関係機関の協力のもと、ガイド推奨のための仕組みのあり方について早急に検討する。さらに、ガイド人材を養成するための支援方策について検討する。

(4) 利用する区域について

利用調整地区内においては現行の公園計画の歩道を利用することを原則としている。

より深い自然体験のため、上記のガイド付きに限定し、自然ふれあいプログラムとして利用可能な区域等についても検討する。

(5) その他

し尿の問題、野生動物に影響をおよぼす方法による撮影、観察等の制限、火器の使用等については、その取扱いについて検討していく。

第9回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会

議事概要

◆日 時 平成21年3月23日(月) 13:00~15:15

◆場 所 上北山村振興センター

◆出席者

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会	会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島園研究センター	教授
西田 正憲	奈良県立大学	教授
村上 興正	元京都大学	講師(ご欠席)
横田 岳人	龍谷大学	准教授

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局三重森林管理署	流域管理調整官	鳥谷 和彦
奈良県地域振興部文化観光局ならの魅力創造課	主任調整員	福野 博昭
奈良県くらし創造部景観・環境局森林保全課	主査	米浪 祐次
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)	
上北山村建設産業課	課長	福本 清
	主幹	松島 克典
川上村地域振興課	(ご欠席)	
大台町宮川総合支所産業室	係長	柘田 満

<関係団体等>

上北山村議会経済常任委員会	委員長	新谷 五男
上北山村観光協会・上北山村区長会	(ご欠席)	
上北山村漁業協同組合	組合長	金山 進英
上北山村商工会	会長	中谷 守孝
(財)グリーンパークかわかみ	(ご欠席)	
大杉谷自然学校	(ご欠席)	
近畿日本鉄道(株)大阪輸送統括部運輸部事業課	(ご欠席)	
山岳ガイドクラブ 北山いこら	会長	鎌田 誠明
奈良県勤労者山岳連盟	自然保護委員長	由良 行基周
奈良県山岳連盟	副会長理事	大日 公一
奈良県タクシー協会	(ご欠席)	
奈良交通(株)吉野営業所	助役	森 康七

(社) 日本山岳会関西支部	自然保護委員長	斧田 一陽
特定非営利活動法人森と人のネットワーク・奈良	(ご欠席)	
大台ヶ原地区パークボランティア		山本 勇三
吉野きたやま森林組合	参事	森岡 哲也
吉野熊野観光開発(株)	(ご欠席)	
ワーク21かみきたやま	(ご欠席)	

(以上敬称略)

<事務局>

環境省近畿地方環境事務所	統括自然保護企画官	田邊 仁
	国立公園・保全整備課長	杉田 高行
	自然再生企画官	松井 裕
	自然保護官	吉澤 泰輔
同 吉野自然保護官事務所	自然保護官	濱名 功太郎
(株) スペースビジョン研究所		宮前 洋一
		幡 建樹

◆議 事

- (1) 平成 20 年度西大台利用調整地区の運用結果について
- (2) 平成 20 年度西大台利用調整地区の運用計画について

◆議事概要

1. 運用結果について

■利用者数について

(龍谷大学 横田委員)

立入可能人数の上限に達した日は何日あったのか。

(環境省 吉澤)

6/3と11/11の二日だけであった。

(吉野北山森林組合 森岡委員)

上限に達した日は2日だけであったが、予約の段階で上限に達してしまったために立入希望日を変更した利用者はいた。人数は把握できていない。

(上北山村漁業協同組合 金山委員)

利用調整開始前に比べて開始後の入山者数が大幅に減少している。特に、小処温泉から入山する、あるいは小処温泉へ下山する利用者が減少しており、上北山村経済に影響を与えている。環境省はどう考えているのか。

(環境省 田邊)

自然環境への負荷が低減されたという点では効果が見られたが、入山者数は上限人数に比べ

て少ないと考えている。PRが不足していたと認識しており、改善に取り組んでいきたい。

■トイレの設置について

(日本山岳会関西支部 斧田委員)

歩道沿いに簡易トイレ（携帯トイレ使用のためのブース）が設置されていたという情報を入山者から得たが、誰がどのような目的で設置したのか。

(環境省 杉田)

携帯トイレの普及に関する調査のために民間団体に使用許可を与えて、一時的に設置したものの。

(環境省 田邊)

トイレの問題は利用対策部会でも議論されている。トイレを設置する予定はないが、携帯トイレの普及については検討していきたい。

(鹿児島大学多島圏研究センター 長嶋委員)

自然保護と利用者の便のバランスが重要なので、利用対策部会等で検討していきたい。

2. 運用計画について

■一団体当たりの立入可能人数について

(奈良交通 森委員)

西大台への入山者が少ないのは、一団体の人数が10人に制限されていることも原因となっていると考えられる。当社は路線バス事業以外にツアーも企画しているが、人数制限があるのでツアーが組めなくなった。

(龍谷大学 横田委員)

立入の分散化が進んでいるにもかかわらず、入山者が低位にとどまっているのは、1団体10人までという制限が影響を与えていると考えられる。また、10人という制約があれば学校団体などの入山もできない。

(鹿児島大学多島圏研究センター 長嶋委員)

団体を10人以下のグループに分割して各グループにガイドを付けるなど、幅広い人々が利用でき、かつ質の高い利用ができるようにしていくべきだ。質の高い利用を行うために必要な一団体の人数上限や団体間の時間間隔などについて、環境省側でデータ収集をすすめ、改善策を提案して欲しい。

(奈良県立大学 西田委員)

利用者が低位で推移するなら、変更に取り組む必要がある。

■立入認定申請手続きの迅速化について

(上北山村建設産業課 福本委員)

入山者が少ないのは手続制度が不便であるからだと思われる。申請窓口が吉野自然保護管事務所に変更になり、専門職員が配置されるのであれば、迅速化が可能ではないか。

(鹿児島大学多島圏研究センター 長嶋委員)

電子申請やネットによる情報提供など、利用者の利便性を高める工夫はできないのか。

(環境省 田邊)

Eメール等による申請もできるようにすることは可能だが、周知期間が必要なので、実施するにしても1年先以降となる。

■PRについて

(奈良県ならの魅力創造課 福野委員)

大台ヶ原の魅力発信を行うと聞いていたが、進捗状況はどうなっているのか。

(環境省 田邊)

ホームページを工夫したり、山岳雑誌に記事として取り上げてもらうなど、情報発信を進めていきたい。

■ガイドについて

(奈良県ならの魅力創造課 福野委員)

ガイドの養成の進捗状況はどうなっているのか。

(鹿児島大学多島圏研究センター 長嶋委員)

ガイド制ワーキングで検討している。質の高い利用を推進するためにはガイド認定制度が必要であり、認定制度の創設に向けて奈良県と調整を図る必要がある。

■普及啓発について

(鹿児島大学多島圏研究センター 長嶋委員)

普及啓発用にビデオを作成しているとのことだが、委員や地元旅館等に配布して意見を集めるなどして、内容を改善していくことが必要だ。

(奈良県ならの魅力創造課 福野委員)

ビデオを作成しても放映されなければ意味がないので、配布先などに配慮して多くの人々に見てもらえるよう工夫して欲しい。

■運用計画案への追加項目について

(鹿児島大学多島圏研究センター 長嶋委員)

来年度の運用計画案に「エコツアーガイドの実施」および「立入認定手続きの見直し」の項目を追加して欲しい。

(環境省 田邊)

「エコツアーガイドの実施」については「普及啓発」の枠組みの中で取り組んでいきたい。

「立入認定手続きの見直し」については新たな項目として追加する。

■西大台利用者へのアンケート結果への対応について

(奈良県勤労者山岳連盟 由良委員)

アンケートで要望のあった点（例えば事務手数料の高さや、諸事情により入山できなかった場合の料金の返還など）について、改善して欲しい。

(鹿児島大学多島圏研究センター 長嶋委員)

料金設定の理由や、手数料が返金できない理由などをQ&A集などを作って利用者に公開すべきだ。また、料金に見合ったサービスの提供（例えば、インターネット利用した手続きや予約状況の公開など）を行うべきだ。

(環境省 田邊)

手数料については、通信費や資材費、人件費などをもとに決定している。利用者からの要望についてはQ&A集などをつくり対応していきたい。

■協議会の開催時期・回数について

(奈良県勤労者山岳連盟 由良委員)

制度を変更していくためには、もっと早い時期に協議会を開催しなければ、次年度からの改正に間に合わない。

(鹿児島大学多島圏研究センター 長嶋委員)

制度変更のためには、開催回数の増加や開催時期の前倒しについて検討する必要がある。

■その他意見

(山岳ガイドクラブ北山いこら 鎌田委員)

西大台の歩道には洗掘などによって荒廃している箇所があるが補修の予定はないのか。

(環境省 田邊)

歩道を管轄する奈良県と協議して対応を考えたい。

(山岳ガイドクラブ北山いこら 鎌田委員)

防鹿柵が歩道際まで迫っている場所があるが、景観を阻害しているので、もう少し歩道から離れた場所に設置するなど考慮して欲しい。